

令和 2 年

# 社会文教常任委員会会議録

令和 2 年 3 月 4 日

田上町議会

令和2年第2回定例会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 令和2年3月4日 午前8時58分
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番  | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 欠席委員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |                  |       |
|--------|-------|------------------|-------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 教育委員会<br>事務局 長   | 小林 亨  |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 教育委員会<br>事務局 長補佐 | 諸橋 弘樹 |
| 教育長    | 安中 長市 | 保健福祉課長           | 渡邊 賢  |
| 町民課長   | 田中 國明 | 保健福祉課<br>福祉係 長   | 泉田 健一 |
| 町民課長補佐 | 本間 秀之 |                  |       |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明  |
| 書記     | 中野 祥子 |
- 7 傍聴人
- |       |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|------|
| 三條新聞社 | 議会議員 | 小嶋謙一 | 議会議員 | 渡邊勝衛 |
|-------|------|------|------|------|
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第 4号 田上町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 5号 田上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 6号 田上町横場運動広場設置条例の廃止について
- 議案第11号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中  
第1表 歳出の内  
2款 総務費（3項）

3 款 民生費

4 款 衛生費

10 款 教育費

議案第 14 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について

議案第 15 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について

議案第 16 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

---

午前8時58分 開 会

---

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。社会文教常任委員会の付託案件審査ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

連日に及ぶコロナ対策の件で、執行部の皆さん、日に日に変わる状況であったりですとか、確認が取れる情報が変わっていく中で、各現場において非常に対応していくのに苦勞された部分がたくさんあったのだらうというふうに推察しております。休校等もありまして、そういった中でも児童クラブの開設等がされて、家庭で対応が困難な児童に関しては、学校のほうで児童クラブが対応するというので、そういった部分でも迅速な対応いただきまして、ありがとうございます。

それでは、今日は付託案件審査ということですので、皆さんからもまたご質疑いただきたいと思います。

それでは、町長からのご挨拶お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。3月に入って、それこそこの四、五日非常にいい天気が続いており、春が近づいておるな、春が待ち遠しいなという頃なのですが、今委員長お話しのように、新型コロナウイルスで県内の発症者が確認されたというふうなことで、その対応が求められる状況になっておるわけでございます。

こうしたいわゆるふんまんやる方ない。どこにそのあれをぶつけてみようもないわけでありまして、町としても警戒本部から対策本部に格上げする中で、しっかりとこのいわゆる問題に対応していかななくてはならないと考えているところであります。

今日は、社会文教常任委員会ということで、委託された案件が7件ですか、慎重にご審議を頂きますようお願いをいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本委員会に付託をされました案件は、議案第4号 田上町手数料徴収条例の一部改正について、議案第5号 田上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部改正について、議案第6号 田上町横場運動広場設置条例の廃止について、議案第11号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費（3項）、3款民生費、4款衛生費、10款、教育費、議案第14号 同年度田上町健康保険特別会計補正予算（第4号）議定について、議案第15号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第16号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてとなっております。

すみません、申し遅れましたけれども、本日小嶋議員と渡邊議員、そして三條新聞社から傍聴の申出が出ておりますので、これを許可しております。

それでは、これより議事に入ります。

議案第4号、第5号、第6号を一括とさせていただきたいと思います。

それでは、執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、議案第4号 田上町手数料徴収条例の一部改正について説明をさせていただきますので、お手元の議案書9ページのほうをお開きいただきたいと思います。

今回の議案4号、手数料徴収条例の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、非常に長い法律なのでございますが、いわゆるデジタル手続法の一部改正を受けまして、個人番号通知カードの項目を廃止するというようなことになりましたので、その手続をお願いするものであります。その背景としましては、1つは市町村あるいはその住民の双方の負担の軽減を図ることがございまして、それについては、転居時等におきまして、その通知カードの裏面に記載事項の変更の手続が必要になっておったのですけれども、それら双方の負担を軽減するというのがまず1つ。それから、この制度自体、平成27年の10月から通知カードが配布されまして、ある一定程度の会社等への提出であるとか、そういったような部分の手続が一定程度の役割が終了したというその2点。それから、個人番号カードの普及促進を図っていきたいという国の議論がなされているところでありますけれども、それらを受けまして、今回その一部改正がなされたということであります。

その上で、議案書を1ページはぐっていただきまして、11ページを見ていただきまして、資料ナンバー4をちょっと御覧いただきたいと思いますが、右側、旧のほうでございます。43号に社会保障税番号制度に係る個人番号を通知する通知カード

の再発行手数料ということで、1枚につき500円というこの43号を削らせていただくという改正であります。

それで、改正のこの施行日なのでありますが、1ページお戻りいただきまして、10ページの附則の一番下のところ、附則第1条第6号の政令で定める日から施行するというので、これ法が施行されましたのが令和元年5月31日でございます。それから1年以内に施行するということになっております。ただ、その施行の日は決まっておらないのですけれども、今の情報ですと、令和元年5月25日を予定しているというような状況になっておりますので、それ以降通知カードのほうは発行されなくなるということでもあります。そうしますと、手続的にどうなるのかというようなお話になるかと思っておりますけれども、国のほうとしましては、マイナンバーの通知は今度通知カードではなくて個人番号通知書というもので対応をしていくということでもあります。そこに記載される内容としましては、マイナンバー、それから氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日等が記載された書面を送るというようなことになってございまして、これについては簡易書留で送付をするというようなことでもあります。

それから、個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては使用出来ないというようなことでもありますし、そういうことですので、今までの通知番号なり、例えば転居したり、転出入があったとき、裏面の記載なんていうこともしないよというようなことになっております。

ちなみに、参考までにその通知カードの再発行が今までどれくらいあったかということでもありますけれども、令和元年度においては、1月末までに49件の再発行をしているところであります。

なお、通知カードの発行を受けなくても、マイナンバー入りの住民票の交付を受けてそれを提出することも可能になっているわけでもありますけれども、それらの数としましては、月10枚程度の発行を今のところ町民課のほうでしている状況であるということでもあります。

以上、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） おはようございます。それでは、議案第5号について説明させていただきます。

11ページのほうを御覧いただきたいと思っております。議案第5号 田上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正された

ことに伴いまして、放課後児童クラブの職員に係る資格要件等が改正されたことから、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、次のページめくっていただきまして、12ページの後、資料5というところで説明をさせていただきます。第10条第3項では、研修の実施期間の関係ですけれども、こちらが拡大されるということで、これまで都道府県の長だけであったものに、政令指定都市の長を加える内容となっております。

同項第4号では、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にするため、教員免許の更新をしていない場合や免許の有効期限が過ぎている場合であっても、支援員の基礎資格を有する者であることを明確する内容とするものであります。

同項の第5号では、学校教育法の改正によりまして創設された専門職大学の取扱いを踏まえ、創設に伴い支援員の基礎資格に専門職大学の前期課程を修了した者というものを追加するものであります。

同項の第10号といたしまして、一定の実務経験、これ5年間とさせていただきますが、有する者を資格要件に加えるものであります。

資料ナンバー6ということで、裏面見ていただきたいと思います。こちらにつきましては、附則の第2条で、第10条第3項の規定で研修を修了した者としていますが、経過措置といたしまして、平成32年の3月31日までに修了することを予定している者を含むとなっておりますが、この3月でその期間が満了することから、経過措置の更新を5年間延長するものであります。

議案第5号については以上でございます。

続きまして、議案第6号ということで、13ページのほうを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、議案第6号 田上町横場運動広場設置条例の廃止についてでございますが、こちらのほうを既にご存じかと思っておりますけれども、信濃川の河道掘削工事に伴いまして、横場運動広場の用地全体が掘削予定地に入っているため、河川占用を解除いたしまして、条例を廃止するものであります。

以上、議案のほうの説明とさせていただきます。以上であります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件、質疑に関しては、議案ごとに質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案第4号についてご質疑のある方ご発言願ひします。手数料徴収条例一部改正について。

6番（中野和美君） ちょっと説明のところでは理解しにくかったところがあったので、

教えてください。

今後通知カードを廃止するということなのですからけれども、通知カードがなくても、このマイナンバーカードを作るときになくても出来るということなのですが、そのときの何かほかに証明などが必要なのかどうか、その辺を1つと。あと通知カードが廃止になって、今お話しされました個人番号通知書というのが届くそうなのですが、これは全戸に届くのでしょうか。それとも、欲しい人だけ届くのでしょうか。

あと、これでマイナンバーを証明出来ないとなると、この個人番号通知書というのはどういう必要、意味合いがあるのか教えてください。

町民課長（田中國明君） 今ほどの1つ目の質問ですけれども、マイナンバーカードを作るときには身分証明書、免許証であったりとか、そういったものは必要になってきますし、先ほどありました個人番号通知書については、例えば新たにお生まれになったお子さんであったりとか、あるいはそういう方に対してこれから送って……

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） 今言われた新しく……

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） 希望する人だけとかではなくて、新しくお生まれになった方ですとか、そういった方に対して通知していくというような形になります。

（何事か声あり）

（よく分からないの声あり）

町民課長（田中國明君） 通知に対して何の意味があるのだという部分については、それは本人に対して個人番号通知、そのそれぞれの個人の番号は、あなたの番号はこれですよというふうにお知らせするという意味合いでございます。

（要は全員なんでしょうの声あり）

6番（中野和美君） ちょっと整理させてください。個人番号通知書は、新しく生まれたお子さんとか、今まで通知カードを発行していなかった人に送るということによってよろしいですね。

ただ、マイナンバーを証明出来ないと今おっしゃいましたので、通知するのに証明出来ないということはどういうことなのかという疑問が1つ発生したのと。もう一つのほうは、通知カードがなくてマイナンバーを発行出来るということなのですが、免許証がない方とか……でも、保険証は持っていますか。保険証か何かでではこのマイナンバーを発行出来るというか、考え方でよろしいでしょうか。

町民課長（田中國明君） すみません、私の説明がうまくなくて。あくまでも本通知、



その個人番号通知書というのは、マイナンバーを証明する書類ではないということでありまして、もしそれが必要であればマイナンバーカード取っていただくか、あるいはマイナンバー入りの住民票の写しを取っていただいてという形になりますので、それはご理解をお願いしたいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） もう一つのほうは、保険証とかでいいのか。

町民課長（田中國明君） それは、今でも保険証と、あるいはそれら写真がついていないものであれば2つ以上で本人確認ということで、そういう方法にしておりますので、そのような取扱いをお願いしたいと思います。

6番（中野和美君） そうしますと、2つ以上の確認ということなのですが、免許証ですと顔と住所とみんな書いてあるからいいのですけれども、免許証をお持ちでない高齢の方とかの場合は、通知カードをどこかちょっとなくしてしまったという場合、2つ以上の証明といいますと、あと保険証と何か。特にどういうものが必要か教えてください。

町民課長（田中國明君） 例えば介護保険証であったり、後期高齢者の保険証であったりというような形で確認をするというようなことになろうかと思います。

6番（中野和美君） そうしますと、証明の書類の中には顔が載っていないなくても、2つ以上の証明があれば大丈夫ということでしょうか。

町民課長（田中國明君） はい。

6番（中野和美君） ありがとうございます。

1番（小野澤健一君） 今おっしゃった件で、私ちょっと理解しない部分があるのかもしれないのですけれども、いわゆるマイナンバーカードの促進策なのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 国のほうでは一応そういうふうな形で議論されておりまして、その側面もあります。

1番（小野澤健一君） そうしたら、マイナンバーカードのいわゆる所有者数というのは、田上というのは何分の何ぐらい分かかりますか。

町民課長（田中國明君） 令和2月の1月末現在におきまして、752件のマイナンバーカードを交付しているところでありまして、交付割合としましては、9%程度だったというふうに承知しております。

1番（小野澤健一君） そうすると、9%が多いか少ないかはどこと比較すればというのはあるのでしょうかけれども、祝日も窓口開ける云々のお話もありましたけれども、最終的にはどのぐらいに持っていきたいと、何か町のほうのそういう目標というのがありますか。

町民課長（田中國明君） 基本的に田上町の交付の現状としましては、今まで一番最下位のほうであったのですけれども、聖籠町を抜いて結構上がったのですけれども、特に町として独自サービスを今展開しているわけでもありませんので、出来るだけ多くの方が取っていただければとは思っておりますけれども、特にその目標等は掲げておらないところでございます。

1 番（小野澤健一君） 物事をやるときは、やはり数字的なものがないと実効性のいわゆる検証であるとか、実効性を担保出来ないと私は思っているのです。頑張りますとか、例えば取扱い受付時間を延ばしたからというのではなくて、要は何%ぐらいまで持っていきたい。ましてや、ここに書いてあるように、それは町民あるいは行政のいわゆる事務の簡素化に寄与するということであれば、今のご時世そういったもの、例えば9%を10%あるいは15%に持っていったときに、どれだけの事務がいわゆる効率化が図られるのかというようなものをやはりある程度周知をしながらやっっていけないと。いや、時の流れに任せますというわけには私はいかないと思うのです。

そうかといって、では9%がいいのか15%がいいのか17%がいいのかというのは、これは考え方によってなかなか分かりづらいというか、どれがいいかというのは一概には言えないと思うのですけれども、やはり物事をやるときには、いわゆるその計量化というか、数値目標を設定した中で物事をやっていく。そして、その目標に対して、例えば半年たったらこれだけの状況だとか、あるいは1年たったらこうだという、そういうものを検証していかない町の悪いちょっと體質もあるのではないかなというふうに思っております。何でもかんでも数値化しろと言っても出来ないのも、当然行政ですからありますけれども、こういったカード類であればある程度のパーセンテージ、30市町村あるわけですから、10町村の例えば平均値がどの程度あって、その平均値までに田上町は持っていきたいのだとか、やはりそういったいわゆるその目標がないとやるほうも張り合いがないと思いますので、ぜひともそういう目標を立ててやってみていただきたいなというふうに思っております。

私は以上です。

町民課長（田中國明君） 今ほどの小野澤委員からのご意見頂きました。そういう部分に対して、町としては必ずしも積極的に取組んできていたかと言われれば、そうではない部分もあるのかなと考えております。町としましては、それらを含め出来る限りのことを広報なり充実させていって、出来る限り周知する体制を築きながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私は、ちょっと幾つか聞きたい中の1つで、まずマイナンバーに対する位置付けですが、これは法律が作られて、そのために町が条例を様々変えなければならないという、いわゆる義務的な行為として求められているものをやるので、町の町長がぜひ立派だから、これはいいからマイナンバーやろうといったことではないということをもっと明らかにしておきたい。

2つ目に明らかにしておきたいのは、このマイナンバーは法律が出来るその前から非常に議論を呼んだもので、そしてそこはなぜかという、国家が個人情報を一手に握るとい、そういう問題があるということでも賛否両論だった。しかし、強行されてマイナンバー制度が出来た。途端に何が起こったかという、個人情報が漏えいするという事件が起こったわけです。そういうことから、田上町が9%にしかいないというのは、これはまさにこれまでの経過からしてマイナンバー制度が支持されていないという現れだと、私はこう考えているのです。したがって、町当局がマイナンバーを必死になって増やすなんていうことはする必要ないと。やっぱり通知はきちんとやって、希望があれば応じるという体制で十分だと。そんなに一生懸命やる時間があったら、もっと別なことで一生懸命住民のために尽くしてほしいというのが私の考え方です。

次に移りたいのですが、ちょっと認したいのだけれども、個人通知番号、私も実はマイナンバーに対してほとんど関心がなかったものですから、一旦町からあなたの番号はこうですよというのは、個人通知番号だというふうに認識してよろしいでしょうか。

しかし、それに基づいて私は申請をしてマイナンバーを作っていません。この個人通知番号がなくなるということは、例えば私のように91%の住民はマイナンバーを持っていないわけですから、この人たちが新たに作りたいなと感じたときは、かつて出た通知番号を利用するのではなくて、新たに自分を証明するもの、保険証、免許証などを提示することによって作るのだよと見るべきなのか、それとも過去に発行された個人通知番号をそのまま利用出来るのだ。ただし、500円は取らないのだよというふうに受け止めたらいいかどうか、この点確認しておきたいのですが、いかがでしょう。

町民課長（田中國明君） 今ほどのご質問に対して、細かく答弁させていただきますので、お願いします。

町民課長補佐（本間秀之君） では、ただいまの質問にお答えしますが、そもそも個人番号というのは、既に平成27年に国民全員に通知自体は完全にもう付番され

ておりますので、それが今皆さんのお手元のほうには通知カードという形で行っているかと思えます。その番号自体は変わりません。

今回マイナンバーカードを作ったとしても、その番号は変わらないので、今後例えばマイナンバーカードを作りたいという方に関しては、今持っている通知カードと今ですと交換するような形で発行するように、本人に対してその写真入りのマイナンバーカードを発行するような形になっております。そのときに、写真入りですので、一応本人確認として、本人ではない人に渡しても良くないので、本人確認としてその場で身分証明書、免許証とか保険証とかで本人確認をさせていただいて、発行するというような形になっております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今はそうですね。

町民課長補佐（本間秀之君） それに関しては今後も変わりません。

その個人番号通知書というのが行くのですけれども、それは今度通知カードとは違うので、例えば今通知カードですと券面が変更になった場合は、その変更手続を役場のほうでしていただくのですけれども、その手続がなくなるので、ご自身が例えば転居されたとか氏名が変わったとかという場合に、もうそれ自体番号を証明する手段がなくなるので、その通知書というのが証明するための書類ではなくなるのです。

以上です。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、先ほど課長が令和元年5月25日と言いましたけれども、令和2年、今年の5月25日から施行されるものについては、今課長補佐がおっしゃったようなものなのだけれども、田上町の新生児については、これまでの通知という、もらうのだけれども、通知カードと言わないで、別な名称で送るのだよという理解の仕方でいいのでしょうか、答弁お願いします。

（何事か声あり）

（答弁でございませぬの声あり）

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 以上です。

2番（品田政敏君） 課長の説明の中で、今住民票にもう記載されているので、仮に家の家内なんか持っていないわけですが、申請しようかどうかというふうに思っているところだったのですが、すると変な言い方すると、非常にA4、1枚ですからコンパクトにはならないけれども、住民票を持っていくことによってその代行が出来るという考え方でもいいわけですか。

町民課長（田中國明君） マイナンバー入りの住民票であれば、そのマイナンバーを証

明する書類にはなるということでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。よろしいでしょうか。では、次よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、議案第4号の質疑につきましてはこれで閉じさせていただきます。

続いて、議案第5号についてご質疑のある方ご発言願います。

1番（小野澤健一君） そもそもその放課後児童支援員というのは、今現在田上町で何人おられるか。

それから、具体的にその役割というのでしょうか、どのような目的として運用されているのか、この2点ちょっとお聞かせいただきたいです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 支援員の数につきましては……

（支援員と呼ぶんかね。指導員じゃないんでしょうかの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 放課後児童クラブの支援員ということは規則による、条例による部分に関しましては支援員という表現となっておりますが、通常の児童クラブ指導員ということでお話はさせていただいております。支援員プラス補助員ということで、指導員という名称でこちらのほうはお呼びしておりますが、今ほどの人数の関係でございますけれども、田上小学校で2人……

（何事か声あり）

（支援員はの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 支援員といたしましては、田上小で2人、羽生田小で3人ということで、私前回歳入の段階でのちょっと、歳入で条例の、議運の中での総務課長の説明では私3人というようなことで答弁させていただいた部分もあるかと思いますが、これ私が羽生田小学校の人数、それが3人ということで捉えまして、3人とお答えしてございましたので、この場でちょっと訂正をさせていただきます。田上小が2人、羽生田小が3人ということになっております。

役割といたしましては、その児童クラブの運営に関しまして、中心的な役割を担いまして、子どもの指導に当たるということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ちなみに、補助員の数もお願い出来ますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 田上小学校が5人、羽生田小学校が6人というこ

とで今従事しております。

1 番（小野澤健一君） その役割は、大変なご苦勞されているのだらうと思うのですが、具体的に成果、そういったものが現れていると。成果が現れているかどうかというのはどうなのでしょう。その成果という言い方が教育の中にあるのかなのかちょっと分かりませんが、ただ人を集めて云々というだけではなくて、明確な何か目的があってやっているわけでしょうから、その目的が全うされているか、かなっているか、この辺どんななのでしょう。

教育長（安中長市君） この児童クラブの役割は、一言で言うと教育ではないです。そこで学習をするわけではなくて、放課後お家で面倒を見れる方がいないという場合の預かりということになっています。でも、例えば土曜日なんかは7時半から6時半までやっていますので、大変長いのです。指導員は学習を指導する立場ではないのですけれども、午前中1時間、午後1時間ぐらい自習の時間を設けてやりますし、質問があれば答えられる範囲で答えています。

田上町では1年、2年、3年が中心なのですが、何年生と規定していませんので、上級生も1人、2人来ていると聞いています。今年度から田上小、羽生田小に分けて指導しています。長期休業中とか土曜日です。それによって人数が分かれたことによって、私は結果的には指導しやすくなったし、子どもたちも過ごしやすくなったかなというふうに思っています。

親御さんからこの運営に関して気がついたことでの苦情はありますけれども、全体的に今の制度がおかしいというような苦情は来ていません。

以上です。

（それでいいの声あり）

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 支援員に対しましては、開設した場所にそれぞれ支援員を1名以上置かなければならないということになっておりますので、まずはその支援員を1名配置し、そのほかに最低2名以上の配置が必要となっております。うち1名が支援員の資格を持っていないといけない。ほかは補助員ということで、支援員の資格は持たなくても従事期は出来るという形になっております。

1 番（小野澤健一君） 具体的な人数まではお聞きしませんけれども、傾向的にこれはご利用になる生徒方というのは増えてきているのでしょうか、それとも大体一定なのでしょう、その辺。

それと、あとその生徒を預かる人たちに対してのいわゆる支援員の数、これは適

切なのかどうなのか、この辺いかがお考えでしょうか。

教育長（安中長市君） 申し込んでくる数は年々増えています。平日ですと登録してあって、その登録の中で今日はそこに参加します、今日は参加しませんというのがあって、大体両小学校とも20名とか30名とか、それぐらいだと思っています。

それから、土曜日もやっておるのですが、土曜日の登録数が非常に多くて、70、80人見ておりますが、その中で来ているのは50名から60名。夏休みになると少し増えまして、登録数がそれぞれの学校で100名を超えるのですけれども、来ている子たちは、日によって違うのですけれども、やっぱり50名ぐらいだというふうに思っています。

それから、それに対しての支援員、補助員の数ですけれども、実は人数的には今足りているのですけれども、全員資格を持ってもらいたいなということで奨励をしております。今11人のうち資格を持っている方が3人です。今2人その資格を取るためにそういう研修をしております。出来れば、本当は全員に持っていただきたいと思っています。

以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの質問の中で、人数ということでお話ございました。支援の単位ということで、1単位あたりおおむね40人以下の利用ということで規定にのっておりますので、よろしく願いいたします。

2番（品田政敏君） 教育長のほうからこの11人について、今その資格が3人だということで、これはどういうこと。この3人は、ここの中では明記されていないのですが、どういうふうな研修をやられて取らせようということをやられているのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） この資格といいますと、先ほど条例の第10条3項のところでお話ししましたように、都道府県が行う研修もしくは政令市である新潟市が行う研修を修了した者が支援員ということになりますので、お願いいたします。

2番（品田政敏君） それは、例えば一、二回の講習とか、そういうのでオーケーなのか、結構それ時間だとか要するもので、その費用だとかいうものについては自己負担でやるのか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 資格を有するための研修の時間に関しましては、今回丸一日の講習で半分の課程を修了するような形になっておりまして、丸々研修受けようとする、2日以上必要になってきます。

2番（品田政敏君） 2日ね。以上というのはどういうわけ。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そのカリキュラム、ちょっと本人の有している資

格によりまして、その場合ある程度研修に関しては規定のカリキュラムが組まれていて、今回1日、次にまた1日ということで研修を受けるようなことになりました。2日間の研修が必要となっているということになります。

もう一点の費用の関係ですが、個人の資格ということで、個人負担で受講いただいていると。ただ、その研修に参加するときには、職専免というような扱いの中で、勤務をしたということで、その費用はこちらのほうでお持ちをするという形になっております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私は、放課後の子どもたちを見守るといいますか、非常に大きな社会的役割を担っているものだとということで、田上町もそれに合わせて努力されているというふうに見ておきたいと思いますが、今回の今までの質疑の中で感じたのは、教育長は……ごめんなさい、教育長でなかったか。条例上は支援員と表明し、その支援員とは資格を持った者を指して支援員という捉え方していますよね。本職としてみれば、1クラス40人以下に2人の支援員。つまり資格を持った支援員が必要だとしております。いや、2人なのです。条例上は、ただし1人でもいいよという趣旨のことが書いてあるのです。つまり重要なことは、支援員を2人置くという規定が主であり、ただしというのは、やむを得ない事情というふうに我々は解釈するのが一般的です。したがって、支援員を常に1クラス2人を置くという、このことにやっぱり全力を挙げて努力する必要があると思います。その裏付けとして、今教育長が言った全ての人に資格を持ってもらうよう奨励しているということがありますので、この点はその負担も含めて、負担、つまり受験する負担、講習を受ける負担なども含めて町がやっぱり支援するなり、口先だけではなくて実際に物理的にも支援することによって、本則にある、ただしの前の支援員を2人置くということが作られる可能性があるのですが、この点ではどんなふうにされているのか伺っておきたいと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 確かに2人配置というのが必要なので、ただしということで、1名は補助員とすることが出来るというただし書になっております。

なおかつ、その研修修了のみなし規定というのがこの3月までは生きておりまして、それ今回5年延長させていただくわけですが、研修を受けたものとするというみなし規定というものもございまして、厳密にその研修以外の資格の部分をお持ちであれば、みなし規定により支援員ということで置くことも可能にはなっております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 何だか分からないでもないのだけれども、私今



回こういう法律による改定は、どうも市町村レベルで人材を集められない。もちろんそういうものをやれば、国は交付税として算入する必要があるわけでしょう。国も、あまりそんなことをしたくない。したがって、緩めるということが大前提にあるのではないかと私は思ったのです。つまり資格要件を緩めることによって、言い方変えればそんな昔のような面倒なことを言わなくてもいいから適当な人を頼んでくれやという、ごめんなさい、これちょっとオーバーなのですが、つまりかつてより基準を下げるというところに主眼があるのではないかというふうに思ったわけです。

そこで、私が心配しているのは、市町村は国の交付税もどんどん減らされる。補助金は交付税算入される。本来交付税というのは、町長が自由に使える金なのに、もう既にひもがついているという状態がいっぱいあるわけです。それで、町長にすれば十数億円あるけれどもと言ったら、副町長がいや、それこういうふうになっている、それこういうふうになっていると1億円しかないというような事態が生まれている。こういう中ですから、市町村としても出来るだけ長が中に使えるお金を使いたいだけけれども、私はここで一つのポイントがあると思う。どこにやっぱり中心に置くか。子どもたち、こういうところにしっかりと正面を見ていくということが必要だと思うのです。

そこで、次に移って聞きたいのですが、こういうふう書いてあるのです。今は、資料5のところなのですが、ここで今までは都道府県知事となっていました、今度は指定都市というふうに変わります。ところが、その指定都市では7つだか9つの都市名が載っているのですが、普通は田上町の人が講習を受けるときにわざわざ酒井まで行くでしょうか。普通新潟に行くでしょうか。なのに、これを変えるということの意味が分からない。でも、これは法律上こういうふうにしたからやむを得ず変えたというなら分かるのだが、そうでなくて都道府県知事と書いてあるものを指定都市の長が行う研修にしたものでなければならぬとするものという意味がちょっと私のところでは理解出来ない。それが1つです。

それからもう一つは、ちょっと説明の中で、免許更新をしていない人も対象とするという趣旨のことがあったので、それはそれでよろしいですね、そういう理解の仕方で。

(10) のところ、5年以上放課後児童育成事業に従事した者であって、町長が認めた者というのを(10)に新たに入れているのです。ところが、(9)に入っているのは、(9)は2年以上の研修をした者という趣旨が入っているのだけれども、それ

を削除するの。削除して(10)にするの。現状の条例だ。ちょっとそこを伺いたい。  
教育委員会事務局長(小林 亨君) まず、1点目の指定都市の長ということで、確かに新潟県で言えば新潟市になりますけれども、今回国の省令の改正により改正したもので、その省令の文言を準用させていただいて……

社会文教常任副委員長(高橋秀昌君) ただ下ろしただけなのだな。

教育委員会事務局長(小林 亨君) はい。そういうことでご理解いただければと思います。

あと、その免許の関係、先ほどご承知していただいたように、教員免許、今更新制度がございまして、その更新を受けていない者であってもこの対象になるということでございます。

たしか9号のところ、高校卒業した等であり、かつ2年以上この条件で支援事業に類似する事業に従事した者であるということで、こちらの類似する事業ということで表記がされておりまして、今回この10号につきましては、健全育成事業に従事した者ということでの表現となっておりますので、9号に関しましては削除するものではなく、10号を追加するものということでご理解を頂きたいと思います。

社会文教常任副委員長(高橋秀昌君) 確認します。では、ここで9条はそのまま略しているだけなので、これと替えたのではなく、私の理解が間違っていたのですね。条例の(9)のところは、高校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者である、町長が適当と認めた者、これはこのまま残すのだ。さらに、そこに5年以上従事した者で、町長が認めた者というふうに。いいですね。

(はいの声あり)

社会文教常任副委員長(高橋秀昌君) そこで疑問が生まれるのだが、それでは補助員が、これ田上町は補助員結構いっぱいいますよね。この補助員が5年以上勤務すれば、町長は認めた者になりますから、支援員に格上げしますよということになるのですか。

教育委員会事務局長(小林 亨君) あくまでも、第10条第3項でしょうか、次の各号のいずれかに該当する者である、都道府県知事が行う研修を修了した者ということで、このまず5年従事した者が研修を受けられるということのご理解を頂ければなと思います。

社会文教常任副委員長(高橋秀昌君) そうすると、これまでは(9)のところの1項しかなかったのだけれども、さらに追加して5年以上従事していて、それがちゃん

と県知事の研修を受けて卒業した者であれば長が認めることはあり得るという解釈で、そこで私注文しておきたいのだけれども、研修さえ受ければいいというものでどんどん進めないでほしいというのが要望なのです。研修何日やるか分からぬけれども、やっぱり免許を持っている方々は、その子どもたちへの専門のカリキュラムをこなして、4年なり経験を積んで、そして社会へ出た人たちですよ。つまり非常に子どもたちの心理なども勉強している人たちです。ところが、ただ単に子どもたちと5年間お付き合いしたから、補助員としてしたから、あと研修を受けて、いいですよということをどんどん増やしていくと、実際には私はこの補助員、こういう放課後児童の部分で結局のところ、人材が少ないことを理由にして薄めてしまうのではないかというふうに感じる。

何でこんなこと言うかという、これは直接現場を見たわけではないので、ある子どもたちが学校上がったらあそこへ行けばいいではないという話をしたと。そうしたら、行かない。何で行かないのだ。指導員がうるさくてしょうがない。指導員があれするな、これするなと、そういうことばかり言われる。だから、行きたくないのだということを一、二年前に聞きました。つまりやっぱりしっかりと教育を受け、子どもたちの心理を分かるような人が指導員としておられる。指導員という言葉が正しいかどうか分からぬ。条例上による支援員として任務することが非常に重要ではないかと感じているのですが、その点ではやっぱりあまり薄めないということをごひやってもらいたい。

その際必要なことは報酬なのです。わずか15万円や18万円に来てくれるという、そんな教員免許を持っている人は来ないです。やっぱりそういう人たちに対しては、報酬をそれなりにきちんと支払うことによって、子どもたちが健やかに育つという条件があると思うのです。そこをぜひ町長も研究してもらいたいということをおきたいと思うのですが、町長の見解を伺います。

町長（佐野恒雄君） 先ほど教育長がこの児童クラブのいわゆる趣旨というふうな話をされました。放課後または土曜に家へ帰っても子どもの面倒を見てもらえない。そういう子どもたちを預かるというふうな話がありましたけれども、当然もちろんそういうことも含めて、やはりこの児童クラブというのはそればかりではない。やっぱり子どもたちのいろいろな健全育成ということも十分踏まえた中で、お預かりをするという観点があるかと思えます。そういうことを踏まえて、今高橋委員が言われるそれにふさわしいやっぱり形で預かってもらう、そういうことをやるのは当然必要なことだろうと思っております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） あえて私が町長に答弁を求めたのは、資格を持っている人たちは、今の町が規定するようないわゆる報酬ではなかなか寄ってこない。町の財政が無尽蔵にあるわけではないのは知っているけれども、子どもの育成のためには、一定の財政支出を考える必要あるのではないかと。集まりやすい条件を示す必要があるのではないかとということで、教育長でなくてお金の部分で町長に伺ったのです。そこのところをひとつ。

町長（佐野恒雄君） そのいわゆる質問の意味をちょっと履き違えていたのはすみません。そういうことも、出来ればやはりそうした財政面といったようなことありますけれども、当然そういうことも考えなければならないというふうに思います。

6番（中野和美君） この条例で最後に追加するときに、5年延長というのは、本当に深刻な現場の問題だと私は考えていまして、先ほど高橋委員おっしゃった（9）のところなんかは、放課後デイサービスも入ってきます。放課後デイサービスでは、やはり2年以上の事業に従事した者で支援員という形で研修を受けられるようになるのですが、本当に現場では教員免許の人が来てほしい。幼稚園の免許を持っている人も来てほしい。保育士の免許を持っている人も来てほしいと、町も同じだと思うのですが、その中で本当にそこに従事して、金額的なものもあるかもしれませんが、従事する方が足りなくてどこもみんな困っていて、そこで苦肉の策でやっぱりこれが出てきたと思うので、ただ私は薄くなるとは思ってなくて、ちゃんとその免許を持っている方々が指導してくだされば、同じように子どもたちに対応出来るものと思っています。その辺町でもこれが手薄にならないように、私はやっぱりこういうふうに延長してでも、指導員や補助員のレベルアップを図っていただきたいと思っています。

教育長（安中長市君） 中野委員もおっしゃるように、なかなか集まらないというのが現状ですが、それでももう1年間に2回も3回も募集をかけて来ていただいて、適任者を一生懸命選んでいて、今は何とかやっています。

先ほどやっぱり人を集めるには、ある程度のお金を払っていかなければいけないということで、実は今年から資格者については50円上げさせていただいているのです。

（今までのことを言っているのではないのの声あり）

（新年度……の声あり）

教育長（安中長市君） ごめんなさい。上げたいと、毎年私は一生懸命考えています。

加茂市や三条市に比べると少し賃金高いのですが、それでももっと上げた

いなと、私個人ですけれども、思っています。

以上です。

(賃金をね。賞与じゃなくてね、賃金を。びっくりしたの  
声あり)

社会文教常任委員長（今井幸代君） 私から1点いいですか。

児童クラブ非常に支援員の方、そして補助員の先生方一生懸命頑張っていたいていうふうに思います。登録している方が今日ちょっと急でお願いしたいとか、そういった状況にもフレキシブルに対応していただいて、田上町の児童クラブは非常によく頑張っていると、私自身は非常に評価をしています。そういった中で、ただ心配なのが今少し介助が必要なのか、少しケアが必要なお子さんたちもいる中で、そういった子たちが児童クラブを利用するときに、指導員、支援員の先生と補助員の先生お二人だけだと、なかなか手が回り切らないというような状況が日によってはやっぱり出てくるというふうに思います。そういった様々な子が利用する中で、人のちょっとした加配であったりとか、学校現場からのそういった子どもたちの情報の吸い上げですとか、そういった部分どのようにされているのか、ちょっと現状を教えていただけるとありがたいと思うのですが。

教育長（安中長市君） 今現状で支援が必要なお子さんが、この放課後児童クラブを利用している、そういうことが何人かおられます。その方が放課後いるときには、2人でいいところを3人つけたりしています。場合によってなのですけれども、3人の予算は持っていますし、実際に3人つけている場合もありますが、ちょっとケース・バイ・ケースなのですけれども。

それから、平成30年度は、そういうお子さんたちが入ってきたので、そのお子さんに関しては、学校の先生からその方がということではなくて、そういう方々にどういう対応していったらいいかということで研修をしていただきました。それぞれの学校で特別支援の先生に来ていただいて、そういう子たちをどういうふうにやっていったらいいか、扱っていったらいいかというような一般的な研修を受けていただきました。

それから、個人に関しては、これは個人情報に関係もあるので、私はちょっと全部はやっていないのですけれども、本当に来られたらやっぱり学校に支援員を相談して、そういう個人情報云々のところがまずくない範囲では教えていただいているのではないかなというふうに思っています。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

やはり現場として、そういった対象となるようなお子さんの特性であったりとか、そういった部分の情報共有がきちんとされることで、現場の指導がしやすくなると思いますでしょうか、預かりがスムーズに行われるということにもつながると思うので、ぜひそういった情報共有の場所をしっかりと作っていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにご質疑のある方。

2番（品田政敏君） ついでにというような言い方はおかしいのですけれども、私は実はこういうしゃくし定規といいますか、上が決めてきた内容であれば致し方ない。これ自身は、私しゃくし定規というのはあまり良くなくて、実際は事業の中でという、いわゆる放課後育成事業の一環ですよね。こうものが町で言うならば首長、町長なりが、教育長なりが認めた中でやっぱり生徒たちが、たまたま先ほど高橋委員のほうが指導員がうるさくて学校へ行くのが嫌だみたいな話もありました。それは、見ていれば、いわゆるマインドです。気持ちの中でその指導員がいいのか悪いのかという判断は出来るはずなので、もうちょっと、もっとそのしゃくし定規で資格がなければならぬというのは、私個人ではこういう決め方というのは良くなくて、今教育長の答弁にもありましたように、もうちょっとやっぱりマインドを持った、それぞれに適した状況でもってその人数を増やしているとか何かという答弁ありましたので、ぜひともそういうふうな気持ちでやってもらいたいなと思います。

（質問は何かというんです。答えたわけですね。質問ですよねの声あり）

2番（品田政敏君） いいです。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 品田委員……

2番（品田政敏君） 要望です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ということなので。

ほかにご質疑のある方。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、続いて第6号 田上町横場運動広場設置条例の廃止について、質疑のある方ご質問願います。

2番（品田政敏君） 今はほとんどもうどれぐらい、使わなくなって大分久しいのだろうと思いますけれども、最後に使われたのというのはどのぐらいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 直近までラジコンクラブの方が使われておりまし

て、使用申請は出ておりました。

2番（品田政敏君） ごくごく直近です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） これは、河川の改修というかというようなことだと思うのですが、そこで、田上町というのは設置条例を作っているのですよね。田上町横場運動広場設置条例、こうきちんと条例で明確化している部分ですから、そこで幾つか伺っておきたいのですが、この間の使用実績、今ほどですとラジコン飛行というグループが使っていたというお話なのですが、それも含めてどのくらいの件数とどのくらいの期間を使用しているのかお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 使用の関係につきましては、今先ほど言いましたラジコンクラブからの使用申請だけとなっております。ほかの団体の利用申請は出ておりません。このラジコンクラブがほぼ通年といいますか使う中で、自主的に草刈りなどの作業もしていただいた中で使っていたおりました。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） ここでは、管理は町がやるという趣旨のことをたしか書いてあったと思うが、運動広場、田上町教育委員会が管理するというふうに明記されているのですが、ラジコンクラブの方々から聞くと、草がひどくて私たちがみんなやっているのだという話なのです。その点では、条例で設置されていても、例えばほかの児童公園とかいうのあるではないですか。そういうのは、町が実質上町の管理下ではあるのだけれども、その自治区に管理委託をして管理してもらうというケースがあるのです、現実そういうふうにはほかのところでは。ここの部分というのはどんなふうになっていたのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それに関しましては、ちょっと補佐のほうからさせていただきます。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 私も、明確に書類で確認したわけではないのですが、伝え聞いた、先輩から教えてもらった中で、ほとんど使わない状態だったと、あそこが。ただ、ラジコンクラブの皆さんが草刈りするので、ラジコン飛ばさせてほしいという申出があったということをお聞きしております。そのときから草刈りはラジコンクラブがやるという形になっております。

町の教育委員会も、全く何も関与していなかったわけではなくて、定期的な占用手続をやったりとかですとか、洪水になった、大雨警報が出ると、あそこに工作物があって、車止めがあるのです。それを撤去しないといけないということで、それを撤去しに行くだとか、そういう管理は前に1回しておりまして、点検ですとかそ

ういう管理としてはやっておりました。

以上になります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 消極的ながらやっていたよというふうに、利用者も非常に少ないということで、そのこと自体を特に問題にするつもりはないのですが、そこで、この横場のこういう運動広場を廃止するに当たって、私は少なくとも横場地域の人たちと協議をする、これはやっぱり行政として、例えば利用者がいないからではなくて、ここはこういうわけでなくなるのだが、地元の皆さん、支障がないか。町としてみれば、この条例を廃止しようと思うのだが、どうかということ、民主主義の社会にはイロハのイなのですが、実際教育委員会それやられましたか。やられたかどうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） この河道掘削につきましては、地域整備課と信濃川下流の事務所の方で、ここの河道掘削の説明会を開催し、地元の人も集めた中で説明会を開催しております、その中で一定のこのラインまで河道掘削しますという説明を受けている中におきまして、こちらのほうで特に教育委員会として説明したものはなかったのですけれども、その中に地権者等全部いらっしゃったわけなのですが、この広場がなくなるということに関しまして、特にこちらのほうに話があったとかということ、私のほうではちょっと確認をしておらなかったところがございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） それは、国が関係者を集めて説明会をやった話でしょう。そのとき田上町も関係しているから、地域整備課が出たというだけの話しているのです。私が言っているのはそうではない。管理は教育委員会が所管しているから、廃止について地元の、ほとんど使っていないから、非常に遠回しで言うと、区長に話をして、何とか地域の皆さん言ってくださいぐらいは言ってきましたとかいうことがあってしかるべきなのです。でも、それを管理者が教育委員会でありながら、それは説明会に町の関係者が出ているからいいのだということにはならないのです。なぜかという、だからこそ各課で分担しているわけでしょう。それどうですか、この件。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 大変申し訳ございません。そこまでこちらのほうで配慮いたしておらなかったところがございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 分かりました。いや、素直に認めてくれればいいです。そんな言い訳しなくていい。

私は、ここから学ぶべきことは、実際にはあの場所はほとんど使われていなかった



たということも知っているのです。現場へ行ってみたら、昔は地域の人あたり草野球やっていたので、結構使ったけれども、高齢化されてもう使わない。ラジコングループの人たちが年に何回か使っている。草刈りもやっていることも知っていたのです。私は、何でこういう捉え方するかというと、町条例というのは実は法律なのです。しかも、公開されているわけなのです。管理は、教育委員会とされているのです。だから、管理委託をほかにすることは私は差し支えないと思うのだけれども、そういう条例化されているわけだから、やっぱり町の財産としてそれが失われる。つまり町の財産とは何だと。住民の財産なのです。これが失われるわけですから、当然にして主に使っているラジコンクラブの皆さんはもちろんだけれども、設置してある地域の皆さんにも、面倒でも説明をするというのは私は町としての義務だという位置付けをして、ぜひともしてもらいたいのです。

なぜこんなことを、誰も使っていないところを高橋何でそんなこと言うのだけいというのだけれども、実は本田上のあの椿寿荘のところの駐車場と、隣の駐車場を地元での説明会もなしに売り払っているのです。説明がないし、合意もない中で、いつの間にか売り払っている。しかも、あの当時は13万8,000円も議決を行って買ったものが一つもです。それをあの面積全部500万円ばかりで売ってしまっている。そういう事情を知っている私にすれば、ものすごい損害なのです。何言っているのだ。町の所有物ではない、住民の財産でないかと。そういうものがあるものですから、今回あえてこれが出ましたので、そういう質疑をしました。

ぜひ教育委員会としても、過去の財産、あれは売ってしまったのですけれども、ここは売るのではなくて、もともと占有地をなくしたわけですからあれなのだけれども、ぜひ過去の教訓から、これは佐野町長の政治責任ではないのです。前の町長のときの話なのです、あの椿寿荘のところの隣にあった売却されたのは。ぜひ新しい町政の下で財産に関する捉え方、見方というものをしっかりと行政の中でも教育委員会でもそうです。町長部局でも明確にやっぱり住民の財産なのだという位置付けをぜひしてほしいということで、あえて強調させていただきました。ぜひ教育長の答弁をお願いします。

教育長（安中長市君） 今小林局長が言ったように、配慮が足らなかったなと思っています。これからしっかり勉強してやっていきたいと思います。

2番（品田政敏君） 今にすることなのですが、先ほど地権者という言葉が出ましたよね。確かに私も分からなかったのだけれども、先般の土地で、あの辺で畑をやっている方というのが組合を作っていて地権者意識持っていて、それで今度農業がや

れなくなるとお金が頂けるのだという話伺っています。そういうことになると、この田上もそういうふうな組合に入っていたのかどうなのか。いわゆる地権者という言葉がたまたま出たものですから、田上町もいわゆるあそこを有しているところの、あれは地権者の一部だというふうに思って言われたのかどうなのかということです。

それで、そういうふうな面ではあそこで、奥のほうで畑やっている方おられますよね。その辺の方は、やっぱりもともとあそこは、河川敷というのは無税でありながら洪水のときは賠償もされないというふうな条件で使われていたのですが、それがいわゆる補助金来ているのかどうなのか、お金が出るというふうなことを伺っていましたので、町もその例に落ちることがあるのです。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 河道掘削に対する敷地とか用地の話になってくるのだらうというふうに思いますので、そうなってくると、正直今回横場の運動広場の設置と少しずれてくる部分があるのだと思うのですけれども、現状の状況等でもし執行部で分かり得るものがあればご答弁願いたいと思いますが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 河川敷の関係につきましては、占用地と言われる部分、要は国からその土地を借りて畑を耕作している場所、それから一部民地もあったということでお聞きしております。その中で、先ほど地権者、耕作者という表現を私用いしましたが、地権者という表現をさせていただきましたが、一部そういった土地もあるということを確認はしているところです。

今後占用地で、畑の耕作者に関しましては、先ほど品田委員言われるように、組合作ってという部分ありますけれども、町のほうの当初野球場としてお借りしていた土地、それを途中で運動広場ということで切り替えたわけですが、そちらの組合とは全く関係ない形での占有をしておりましたので、ご報告申し上げます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

品田委員、よろしいでしょうか。

2番（品田政敏君） はい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかによろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、一旦ここで休憩させていただきたいと思います。25分まで休憩いたしまして、その後再開をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時26分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、再開いたします。

続いて、議案第11号 令和元年度田上町一般会計補正予算議定について説明をお願いいたします。

町民課長（田中國明君） それでは議案書40ページをお願いいたします。歳出の関係から入らせていただきます。

2款総務費の中で3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係であります。今回68万円の増額をお願いするものであります。右側の説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。増額の内容でございますけれども、まず1つ目、戸籍住民基本台帳費ということで、職員の時間外勤務手当を25万5,000円増額させていただきたいというものであります。内容といたしましては、住民係職員1名がこの1月30日から産休に入ったことによりまして、総務課から兼務ということで応援は頂いておりますけれども、2月、3月は総合窓口業務が転出入など繁忙期となるため、時間内において事務的な部分の業務の対応が若干難しいということで補正をお願いするものでありまして、職員2名分で月50時間、1か月1人当たり25時間程度を想定しておりますのでございます。

それから、その下の個人番号カード事業42万5,000円の関係でありますけれども、これにつきましては、地方公共団体システム機構、いわゆるJ-LISのほうから令和元年度における田上町の負担金額の通知に基づきまして42万5,000円を追加させていただくものであります。それで、個人番号カード、令和元年度1月末現在の田上町の交付枚数としては92枚交付しておりますのでございまして、総交付枚数としましては、先ほど申し上げましたが、1月末現在752枚。それで、先ほど私率のほう9%程度と言いましたが、すみません、6.4%でした。おわび申し上げて訂正させていただきますので、6.4%の交付率であるということでもありますので、よろしく御願いたします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。それでは、3款を説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費でございますけれども、334万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。老人福祉事業ということで、繰出金なのでございますけれども、介護保険特別会計繰出金267万4,000円の減額。これにつきましては、介護保険特別会計での事業の確定見込みによる減でございます。内容につきましては、介護保険特別会計で説明をさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金67万3,000円の減額でございますが、これにつきましては、後期高齢者医療特別会計で説明がありますので、よろしくお願いたします。

それでは、41ページを御覧ください。3目障害者福祉費でございます。681万8,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。障害者ふれあいセンター管理費の需用費が8万8,000円ということでございますけれども、これは障害者のふれあいセンター管理におきまして、電気料、ガス料金に不足が見込まれるということの増でございます。

続きまして、その下でございます。障害者自立支援事業の扶助費でございますけれども、障害児給付費673万円の追加でございます。これにつきましては、放課後等デイサービスの利用が増えたことが要因でございます。もう少し詳細に申し上げますと、令和元年夏頃に五泉市にこの放課後等のデイサービスの事業所が開設されました。この五泉市の事業所におきましては、小中学校、田上小、羽生田小、田上中や月ヶ丘特別支援学校から五泉市の事業所、そして五泉市の事業所からご自宅まで送迎をしてくれるというサービスも行ってくれるということで、利用される方が増えたということが要因でございます。

続きまして、5目老人福祉施設費でございます。27万5,000円を追加するものでございます。説明欄を御覧ください。これは、心起園の関係でございますけれども、適正な運営をやっているところでございますが、光熱費ということで水道料、下水道使用料に不足が見込まれるということで増額をお願いするものでございます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） では42ページのほうをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で29万5,000円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと思ひます。子ども・子育て支援事業で29万5,000円を減額するもので、内容につきましては13節委託料、子ども・子育て支援システム改修業務委託料につきましては、事業費確定により請負差額を減額するものであります。

次、2目児童運営費289万7,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄お願いしたいと思ひます。幼稚園運営事業ということで109万1,000円の増、こちら13節広域入所委託料の増額になります。12月以降4名の方が転入をされましたが、転入前の保育所等にそのまま通うということで広域入所となるため、増額をお願いするものでございます。当初10名で見ておったわけですが、12月補正で4名分を追加させていただきました。その後また転入があったとい

うことで、このたびまた再補正をお願いするものであります。

次に、2目児童運営費289万7,000円の関係で、幼稚園運営その他事業の関係でございますが、108万6,000円の増額をお願いするものであります。内容につきましては、23節償還金利子及び割引料、こちら平成30年度の子ども・子育て支援交付金の国庫補助金及び県補助金の確定によりまして、国庫補助金、県費補助それぞれ90万3,000円ずつ返還する必要がございますので、お願いするものであります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） では、まず42ページでございますが、3目児童手当費でございます。216万5,000円を減額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。児童手当事業ということでございますが、このたび当初見込みと比較いたしまして、実績見込みの増減により整理をするものでございます。

（人数で言っている声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） まず、3歳未満被用者分は256万5,000円の減額でございますが、当初見込みと比較いたしまして、これは延べでございます。人数でございますが、171人の減でございます。続きまして、3歳未満被用者分43万5,000円の減額でございますが、これも延べでございます。29人の減でございます。続きまして、小学校修了前第1子、第2子分、これは130万円の増額でございます。これは、延べといたしまして、130人の増でございます。

続きまして、43ページに移ります。小学校修了前第3子分10万5,000円の減額でございますが、これは延べで7人減でございます。続きまして、中学校修了前分31万円の減でございますが、これは31人の減でございます。その下でございますが、特例給付分といたしましては5万円の減、延べといたしまして、10人の減で整理を行ったというものでございます。

続きまして、44ページを御覧ください。ここから4款に移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますけれども、420万6,000円の減額をお願いするものでございます。まず、説明欄を御覧ください。母子健康診査事業の妊婦健康診査委託料118万2,000円の減額でございます。これにつきましても、実績見込みによるものでございまして、当初と比較いたしまして、10人の減ということでしております。

続きまして、乳幼児育児用品購入費助成でございます。これは106万6,000円の減でございますが、当初見込みに比較いたしまして、33人の減でございます。

続きまして、その他事業でございます。投資及び出資金ということで、三条地域水道用水供給企業団出資金ということで206万6,000円の減額でございます。これに

つきましては、当初第2系列浄水場の隣に新しい浄水場の建物を建設する予定でありましたけれども、設計を改めたということで、補助対象事業費確定に伴う不用額がこの減額となったというものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金10万8,000円の増でございますが、これにつきましては、国民健康保険特別会計で説明がございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2目予防費でございますが、741万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。予防接種事業ということで、個別接種委託料ということで547万円の減でございます。各種予防接種の委託料で整理をかけていって減額となっているのですけれども、特に緊急風疹という予防接種がございまして、これが424万9,000円の減額ということで、特に大きいものとなっております。若干この緊急風疹についてご説明をさせていただきますが、これは風疹の特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年の4月1日に生まれた男性に対しまして、予防接種法に基づきます定期接種の対象とし、平成31年度、令和元年度、今年度からですけれども、令和3年度までの3年間、全国で原則無料で定期接種を実施するものでございます。平成31年度、平成元年度におきましては、このうちの昭和37年の4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性の567名を対象にして、当初予算では567名の方が抗体検査を受け、予防接種を受けると想定をして予算計上しております。実績等見ていった中で、当初567人を見ておりましたけれども、見込みといたしまして、抗体検査については488人程度が抗体検査を受けるだろうと。予防接種につきましては、250人を想定して減額をするものでございます。この抗体検査と接種の、抗体検査488人、接種の250人ということで、この差は何だかといいますと、実際その抗体検査をして抗体があった方は、予防接種を行わないということになっております。今までの実績を見ますと、抗体検査をして約半数の方が抗体があるということですので、おおよそその半数の方は抗体があるということで、接種は半分ぐらいの方が予防接種を行うだろうということで、想定の中で減額をさせていただいたところでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、その下の健康増進事業でございますが、健康診査委託料194万7,000円の減額でございます。これにつきましては、各種健診の実績に基づきまして減額を行うものでございますので、よろしくお願いをいたします。

町民課長（田中國明君） 続きまして、44ページの3目環境衛生費の関係でございます。276万8,000円の減額をお願いするものでございます。その内容といたしましては、

説明欄を御覧いただきたいと思いますが、合併処理浄化槽補助事業ということで、175万2,000円の減額をお願いするものであります。これにつきましては、令和元年度の交付実績に基づきまして減額をするということであります。

(件数の声あり)

町民課長（田中國明君） 5人槽が12基、それから6から7人槽が7基ということで、当初予定しておりました6から7人槽は15基予定しておったのですが、7基しかでなかったということで、8基分を減額するという内容であります。

続きまして、45ページの負担金補助及び交付金の関係になりますけれども、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金ということで、101万6,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、平成30年度繰越金の精算による減額ということでございます。

次に、4目保健生活推進対策費の関係でございますが、補正額13万7,000円の減額をお願いするものでありまして、内容といたしましては、消費者行政の国庫補助の関係が減額になってまいりました。これは、国の予算が減額されたということで減額になってきたものでありますけれども、それで当初A4判8枚つづりの消費者行政に関わるパンフレットを作成し、町民に配布する予定でありましたけれども、結果的に国の予算減額に伴いまして、A3、1枚両面のものに変更したということで13万7,000円の減額をお願いするものであります。

以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今度10款であります。50ページからになります。よろしく申し上げます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、58万2,000円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと思いますが、教育振興費58万2,000円ということで、7節賃金の事務補助員の関係でございます。こちら理科支援員ということで、小中学校のほうでお願いしているものであります。こちらの理科支援員をお願いしています新潟薬科大学の学生の都合と小中学校側の都合が合わず、当初計画よりも大幅に回数が減ったことにより減額するものであります。当初240回程見込んでおりましたが、52回程の実績になるということで減額するものであります。

次、2項小学校費、1目学校管理費、293万円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、説明欄御覧いただきたいと思いますが、羽生田小学校整備事業で293万円の減額。15節工事請負費ということで、消雪用井戸削井工事が完了したこ

とによりまして、請負差額を減額するものであります。

次、51ページのほうに行きまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費、208万3,000円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。学童保育事業で45万2,000円を減額するもので、15節工事請負費、こちら学童の教室の空調設備設置工事が完了したため、請負差額を減額するものであります。

次に、埋蔵文化財発掘調査事業ということで163万1,000円を減額するものです。こちら4節共済費1,000円と7節賃金29万2,000円の減額につきましては、作業員を町のほうで直接雇用しなかったということで、不用額を減額するものであります。

14節使用料及び賃借料44万9,000円の増額につきましては、圃場整備に伴う発掘調査事業、試掘調査は完了しましたが、下吉田地区の下吉田調整池の予定地の試掘調査が急遽必要になったということで、調査に伴う重機の借上料を追加するものであります。

16節原材料費178万7,000円の減額につきましては、圃場整備事業の試掘調査の事業費確定により不用額を減額するものであります。

続いて、2目公民館費401万円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、説明欄御覧いただきたいと思っておりますけれども、交流会館施設管理事業ということで、4節共済費27万6,000円の減額につきましては、こちら図書司書ということで現在雇用しておりますけれども、雇用形態が月10日の雇用で今対応しているため、社会保険、雇用保険の加入要件に満たないということで、不用額を減額するものであります。

7節賃金41万8,000円の減額につきましては、地域学習センターの着工が遅れたということで、オープン前準備の雇用が不要になったということで、41万8,000円を減額するものであります。

それから、11節需用費、光熱水費で240万円減額につきましては、新規の施設ということで、光熱水費の使用料の見込みを立てておったわけですがけれども、見込みよりも少なかったということで、不用額を減額するものであります。

続いて、12節役務費、通信運搬費20万円の減額につきましては、電話回線導入の時期が見込みよりも遅れたことから、不用額を減額するものであります。

次、52ページのほうに移っていただきまして、委託料ということで53万4,000円を減額するものであります。こちら警備委託料32万6,000円減額になりますが、契約額確定により請負差額を減額するものであります。



昇降機管理点検業務委託料20万8,000円減額につきましても、契約額確定により請負差額を減額するものであります。

14節使用料及び賃借料18万2,000円の減額につきましては、事務機器の借上料ということで計上していたわけですが、コピー機の借り上げについては、総務課のほうで一括借り上げをしているということで、誤計上によるものということで、このたび減額をさせていただくものであります。

以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件に対して質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 新型のコロナウイルス対策で、今町はこの会議が終わった後説明会をやるということで、特に教育関係における子どもたちの学童保育のほうには相当数のお金が必要なのではないかと思うが、全くコロナ対策に対する補正予算が特に項目は持っていないのだけれども、早くから出したという理由はあるのだけれども、補正は今の議会中であれば出せると。技術的には出せる要因があるのだけれども、これをどういうふうに考えているのでしょうか。

副町長（吉澤深雪君） おっしゃるとおりに、いろいろお金が今かかるだろうということで、時間外勤務手当なりいろいろと上げているものですから、あるいは学校の児童クラブの関係とかありますが、そっちも今まだ整理出来ていないものですから、日々刻々変わっているものですから、取りあえずは今その関係はまた後ほど整理した上で提案等をしていきたいというふうには考えています。

ただ、今の時点で対応がどんどん、どんどん変わっているものですから、あとちょっと追い付けないのかなというものがあって、取りあえずは緊急的に防災費等で既決の予算で全てやりくりをやった上で、ある程度整理が立ったらまたお願いするのかなということで今考えております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そんなに防災費は取っているのですか。大丈夫。

副町長（吉澤深雪君） 取りあえず出来る範囲ということで、もし……

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 防災費どのくらい持っているのだ、どのくらい。

副町長（吉澤深雪君） いや、あまりないのですが、ただ時間外であれば3月の関係であれば4月の給料にやるという関係も、年度またがるのもありますし、給料についてはどっちになるか今分かりませんが、すみません、取りあえず予備費もありますし、それら活用しながら緊急的に対応していこうということで今確認してい

るところです。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 実は、同じことが国会で問題になったのだ。予備費2,800億円でやる。こんなのでやれるかという話が出たのだ。それを追求する目的ではないのだ。ただ、今の議会中なので、精査が出来なくても緊急的に予算計上はなるのではないかと。そういう方向駄目なのかなというのが1つ。

今の副町長の話は、そこまで行かなくても予備費と防災費で何とかクリア出来そうだというのであれば、それぞれの今既決されている予算がどれだけあるのか、それを示した上で、住民の皆さんにも大丈夫ですよと。予備費もたくさんあるし、防災費もこれくらいあるから、皆さんの不安に応えるだけの行政措置は出来ますよというのを示すことが必要ではないかと思うのです。これ一円も持っていないでしょう、いろいろ情報は出るけれども。そこは大事なところで、「きずな」に町としての姿勢を示す上でも非常に重要なことだし、議会でもその財政的な措置についても明らかにするというのは大切だと思うのですが、この点いかがでしょう。

副町長（吉澤深雪君） 取りあえず今のところ、それほど大きく経費がかからないだろうということで今動いています。

また、後でも額、今整理させていますので、それがある程度まとまったら相談をさせていただきたいというふうに考えています。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 相談と言うけれども、もう議会終わるのだ、もうちょっとたつと。

私が今聞きたいのは、では町のほうはまだばたばたして整理が出来ないというのなら、取りあえず予備費と、それから防災費でやりますよと言っているのだから、今どれだけ金あるの、予備費と防災費それぞれ。

副町長（吉澤深雪君） ちょっと今資料がないので、答弁出来ません。確認させてもらっていいですか。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） それでも、教育委員会お金それなりに持っていて、まだ大丈夫だか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 学童のほうの経費につきましては、学童の指導員プラス今まで学校介助員ということで勤務している方を学童のほうに移行している部分ありますので、介助員の経費もございまして、今時点でどの程度ちょっと最終的に不足が生じるかというところは不明ですけれども、介助員の方は介助員の経費でお支払いが出来るような状況でありますので、そこまで大きな心配は本当に必要ないのかなということ考えています。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今のその学校休むということから、子どもたちを見てほしいというのは、予想より仮に少なくとも恐らくここ2週間の間に増えてくると思うのです。そういうものは、そういう人が増えてくると、今先ほどおっしゃったように40人までは最低2人以上だ。2人で実際に賄えないから、補助員もつけなければ駄目なのだけれども、その経費は今の教育予算の中で、十分ありますよという理解したけれども、いいの。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 十分という表現は、先ほどもちょっとしていないかと思うのですが、介助員の経費は通常3月分の経費は見てございましたので、その介助員も学童のほうに従事していただくということで、そちらの経費があるということで、学童のほうで特に大きな不足を生じないのではないかとということで今想定をしておりますが。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そこがちょっと理解出来ないのだけれども、例えば学校の休み期間というのは、今までは学童やっていなかった、やっていた。

（やっていたの声あり）

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） やっていた。では、あるのだね、払えるという。ボリュームが増えた部分についても、何とかやれそうだという見通しはあるの。

教育長ではなくてもいい、事務局長で。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 児童クラブの関係の指導員の経費につきましては、通常学校が通常どおりやっていたら夕方の時間帯だけであったものが、今回朝から夕方までということで時間のほうが伸びますので、3月分の平日の分に関しては、不足が生じる可能性があります。

ただ、そこに当たっている従事をする人が学校介助員からも従事をしていただいておりますので、学校介助員の分に関しましては、日中の時間帯の分の経費は、学校介助員としての予算を計上してありますので、そちらのほうで支払うことで。あとは指導員のほうがどの程度その日中の時間帯出て、平日の時間でどの程度余計になってくるかという部分はそのシフト次第によって若干変更になりますが、その分が少し不足をしてくる可能性がございますが、介助員の関係の経費については、あくまで学校介助員としての経費を見ていた関係で、そちらのほうでの対応が出来るということと……

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 全体としては何とかやれるというのだね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 何とかと今思っております。

副町長（吉澤深雪君） 今回の関係、新型コロナウイルスの関係も大変なのですが、通

常の経費というわけではなくて、やっぱり災害に相当する経費だろうということで捉えています。

取りあえず既決の予算で賄っていこうということは確認はしたのですが、それはやはりある程度の整理が出た時点で組替え、防災費等で組替えて一括して計上することで、特別交付税なりそれぞれの財政措置にも、今後それについて配慮してもらおうというような形でやっていくということで今考えていますので、それはやはりある程度時間がたって整理をした上で、この議会でまた議会の会期中で提案出来れば一番いいのですが、ちょっとその辺がどのぐらい、今刻一刻変わっているものですから、場合によってはまた相談させていただきますが、もしもその既決の予算なり組替えが必要であれば、専決処分ということもまた決断させていただきたいということ今考えています。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今回の新型コロナウイルスがこれだけ蔓延していくのは、率直に言えば政府の初動捜査のミスだと思うのです。もう既に去年の12月からそういうものが発生していることが分かるわけ、私たちでも分かるわけですから、政府はもっと早くつかんでいます。いっそそれで中国からの渡航を全部禁止するなりして、措置すべきだったのではないのかと私は考えている。

しかし、そうはいつでも現実にこれだけ広がっていて、しかも首相の命令とは言わないけれども、事実上の指示で全国一律小学校の休校させたわけです。何が言いたいのか。町は、国に対して様々なこの新型コロナウイルスに関係する全ての書類を整えて、県を通じてでもきちんと国から補填してくれということをやっぱり要求する、要求というと皆さん厳しく感じますから、要請をする、そういうことでやるべきだと思うのです。国が何か言うまで待っていると、あれやこれやでやりませんから、やっぱり自治体としても独立した自治体でありますから、かかった経費については国の指示どおりやったのだから、その分ちゃんとお金返してくれということをするべきだと思うのです。ここは、やっぱり自治体の長として大事なところだと思うのですが、これいかがでしょう。ぜひやってほしい。

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません、ちょっと休憩いただいてもいいですか。ちょっと自席でお願いします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時14分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、先ほど高橋委員から出された質疑に対しての答弁、執行部のほうに求めたいと思いますが。

町長（佐野恒雄君） 今回のこの新型コロナウイルスの関係、いわゆる国の要請を受けて学校は休業、またいろんな形でイベント等の中止したりもしているわけなのですが、当然これまでになかったような経費がいろいろと出てくるわけでありまして。その辺は、当然国に対して要請といたしますか、要望していくものは要望していかなくてはならない。そういうものにつきましては、やはり段階に応じた形の中で要望していければなというふうに考えております。

以上であります。

6番（中野和美君） 50ページの教育費のところなのですけれども、新潟薬科大学に理科の指導員をお願いしているということで、実質52回実施されて、学生と学校との都合が合わず今回補正になったわけなのですが、これを企画だととてもいい企画だと思っていまして、子どもたちにとっても、学生にとっても大いに刺激になり、ぜひ有効的に利用していただきたいと思うのですが、何とか改善するような工夫といたしますか、そういうのは何か考えられておりますでしょうか。答弁をお願いします。

教育長（安中長市君） 回数が少なくなったのは、実は大学の学生側のカリキュラムの問題がありまして、始めたころは生徒たちどんどん来てきてくださったのですけれども、カリキュラムの中で、大学というのはどんどん、どんどん一般の授業入ってくるのです。なかなか学校が来ていただきたいという時間と学生が来れるという時間が合わなくなってきたのです。今年もこんなふうになってしまいました。この次、また要請していくのは5月、6月だと思うので、4月中に新潟薬科大学の担当の先生と一度相談してきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、議案第11号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第14号、15号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書75ページをお開きください。よろしいでしょうか。令和元年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,094万3,000円といたすものであります。

その内容につきましては、マイナンバーを活用しました情報連携を行うため、既存の国民健康保険システムの改修を行うものでありまして、電算業務委託料の増額をお願いするものであります。

それでは、80ページをお開きください。歳入の関係であります。6款1項1目一般会計繰入金ということで、補正額10万8,000円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、事務費繰入金ということでございます。

それから、歳出のほう、81ページになりますけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10万8,000円を増額するという内容でございまして、具体的にはマイナンバーを活用した高額介護合算療養費等に係る情報連携、これについては年間の上限額の算定を行うためのもの、それから外来年間合算に係る情報連携を行うため国民健康保険システムの改修を行うものでありまして、これらその転入転出があった人あるいは協会けんぽ、いわゆる社会保険から国保に加入した人などのその情報などを確認するために、今回この改修をさせていただきたいということでありますので、よろしく願いいたします。

なお、これは全国統一のものになりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、続きまして議案第15号の説明のほうをさせていただきます。議案書82ページのほうを御覧いただきたいと思います。令和元年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出それぞれ111万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,089万7,000円といたすものであります。

主に後期高齢については、平成30年度の繰越金との精算等でありまして、議案書、歳入のほうから説明させていただきますので、87ページのほうを御覧いただきたいと思います。87ページです。よろしいですか。まず、1款後期高齢者医療保険料の関係になりますけれども、1目特別徴収保険料115万8,000円を増額しまして、2目普通徴収保険料を115万9,000円減額するものでありまして、これにつきましては、本算定によりましてそれぞれの額が確定したことに伴いまして、負担割合を変更させていただくという内容でございます。

それから、3款繰入金、1項一般会計繰入金の関係でございますけれども、1目事務費繰入金ということで56万円の減額をお願いするものであります。内容といたしましては、広域連合共通経費の額が確定したことに伴いまして、56万円の減額をお願いするものであります。

続きまして、3目長寿・健康増進事業繰入金の関係でございますけれども、11万

3,000円の減額をお願いするものでございます。内容といたしましては、人間ドックの対象者がおおむね当初30人見ておりましたけれども、年度末に至りまして、見込みとして20人程度の受診ということでもありますので、それら整理をさせていただくという形でございます。

それから、4款繰越金につきましては、これは平成30年度からの繰越金の精算ということをお願いします。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、歳出の関係でございます。まず、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金の関係でございますけれども、98万2,000円の減額をお願いするものであります。これらにつきましては、それぞれ額の確定によりまして、保険料を50万4,000円減額しまして、事業費も先ほど言いました56万円を減額させていただくという部分であります。

次に、3款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金の関係でございますけれども、221万円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては、平成30年度繰越金の精算に伴います繰り出しということでございます。

それから、3款3項保健事業費、1目長寿・健康増進事業費の関係でございますけれども、これも先ほど歳入のほうでご説明申し上げましたが、11万3,000円の減額をお願いするものであります。人間ドックの関係、それから保健健診事後指導会の参加者関係によりまして、増減整理をさせていただくという内容でございます。

以上、説明のほうは終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件に関しまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

（何事か声あり）

（全部やったんだの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 本件一括で質疑受けたいと思います。第14号、15号、国保と後期高齢者、どちらでも。

（14、15でねの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） よろしいですか。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 後期高齢者のところで、87ページなのですが、繰入金、歳入のところで30人で設定をしていたのが20人になったということなのですが、これちょっと年次的な動き今つかんでいたら教えてもらえますか。つかんでいなければ、後でもいいのだけれども。

町民課長（田中國明君） すみません、高橋委員、今ちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いしてもよろしいですか。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今年度、現年度が20人という方向で見込んだということなのですが、例年はどんななのかということ。出来れば三、四年前に遡って実績を知りたいなと思ったけれども、今資料がなければ後でも結構です。

町民課長（田中國明君） 今ちょっと手持ちの資料がございませんので、例年大体十三、四人程度であったと記憶しておるところでございます。

詳細については、また後ほどお願いしたいと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、例年が十三、四人で、この見込みとしては20人ぐらいはあるか。20人で足りないわけですから、もう少し増えるかなというような見方ですか。それとも、例年どおりの十三、四人で終わるけれども、20人見ているよという捉え方なのか。

町民課長（田中國明君） 例年十三、四人程度で終わるのですけれども、見込みとしては20人まで枠を確保しておきたいという考え方であります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、田上町長がこの年度で5,000円を追加したわけだけれども、その効果は見られないというふうに見ていいでしょうか。

町民課長（田中國明君） その辺はそうではなくて、若干前の、そのまた前の年の状況が私どもちょっと正直把握しておりませんので、何とも言えませんが、数としてはわずかでも増えてきているというような理解ではいるところであります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） では、後でその資料よろしく頼みます。

終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、議案第14号、15号に関しては質疑を終了したいと思います。

最後に、議案第16号について執行部からの説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案第16号になります。90ページをお開きください。よろしいですか。令和元年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,646万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,499万3,000円とするというものでございます。

今回の介護保険の補正につきましては、年度末に至りまして、事業がほぼ確定あ



るいは確定見込みにより、歳入歳出それぞれ増減整理を行うものでございます。歳入につきましては、各歳出に対しての負担割合というのが決まっております。それに基づきまして、交付決定等により減額すると。歳出につきましては、要介護者の関係でちょっと減っているという部分がございます。逆に要支援1、2という方の部分が若干増えてるというような傾向がございますので、よろしく願いをいたします。

詳細につきましては、これから説明を申し上げますので、95ページをお開きください。それでは、95ページ、歳入です。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料でございます。642万5,000円を減額するものでございます。節を見ていただきますと、1節現年度分特別徴収保険料147万9,000円の減額で、2節現年度分の普通徴収保険料535万3,000円の減でございます。これにつきましてはの主な要因といたしましては、介護保険料の軽減強化を行うということで、令和元年の6月議会におきまして、消費税の引上げに伴います低所得者に対する軽減強化のための介護保険条例の一部改正を行ったところでございます。これに伴いまして、令和元年の10月から基準額に対する割合を第1段階では0.45%から0.375%、第2段階では0.75%から0.625%、第3段階では0.75%から0.725%としたことから減額となったところでございます。

ちなみに、対象者数といたしましては、第1段階といたしましては402人、第2段階といたしましては269人、第3段階としては300人ということで、合計いたしますと971人という対象者数ということになります。よろしく願いいたします。

続きまして、3節滞納繰越分の普通徴収保険料40万7,000円の増でございます。これにつきましては、当初滞納繰越し分の徴収率の10%ということで見込んでおりました。現在では34.85%と上昇しておりますので、それにより増額とさせていただいたところでございます。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございます。523万2,000円の減額でございます。これにつきましては、交付決定の見込みによるものでございまして、主な要因といたしましてはショートステイ、あと訪問介護の減が見込まれるという部分がございますので、減額とさせていただいた。これをお願いするものでございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目調整交付金でございます。1,102万6,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、交付決定見込みということで、要因としては先ほどと同じくショートステイ、訪問介護の減が見込まれる

ということで、交付決定見込みによる減をお願いするものでございます。

続きまして、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）ということで、61万1,000円の減をお願いするものでございます。これも、交付決定見込みによるものでございます。これの主な要因といたしましては、コミュニティデイホームの利用者の減でございます。それによりまして、送迎委託料ということでございますけれども、それが減と見込まれるというもので、減額をお願いするものでございます。

96ページをお開きください。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）でございます。61万4,000円の減額をお願いするものでございます。これも、交付決定見込みによるものでございまして、主な要因としては、総合事業に関わりますケアプランの作成委託が減と見込まれるために減額をお願いするものでございます。

続きまして、4目保険者機能強化推進交付金でございますが、100万1,000円を増額をお願いするものでございます。これは、交付決定見込みということによるものでございますので、増額をお願いするものでございます。

続きまして、5目介護保険事業費補助金でございますが、64万6,000円の追加をお願いするものでございます。これは、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業ということで、これにつきましても国の交付決定見込みによるものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4款支払基金交付金でございます。1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でございますけれども、2,500万8,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、交付決定見込みによるものでございまして、主な要因につきましては、国庫支出金と同じくショートステイ、訪問介護の減が見込まれるというものでございます。

続きまして、2節過年度分8万3,000円を増額でございますが、これにつきましては、平成30年度の額の確定に伴いまして、受入れるというものでございます。

続きまして、2目地域支援事業交付金でございます。17万5,000円の減額をお願いするものでございます。1節過年度分39万6,000円の減でございますけれども、これも交付決定見込みによるものでございます。主な要因といたしましては、地域支援事業ということで、国庫支出金と同じくコミュニティデイホームの利用者の減により、送迎委託料の減額が見込まれるというものが主な要因でございます。

続いて、2節過年度分22万1,000円を増額でございますが、これは平成30年度の額

の確定に伴いまして受入れをするものでございます。

続きまして、97ページを御覧ください。5款県支出金、1項1目介護給付費負担金でございます。767万8,000円の減をお願いするものでございます。これも、交付決定見込みによるものでございまして、主な要因といたしましては、国庫支出金と同じくショートステイ、訪問介護の減が見込まれるというもののため、減額をお願いするものでございます。

続きまして、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、20万7,000円の減額をお願いするものでございます。これも、交付決定見込みによるものでございます。主な要因といたしましては、国庫支出金と同じくコミュニティデイホームの利用者の減によりまして、送迎委託料の減が見込まれるというものでございます。

続きまして、2目地域支援事業交付金でございます。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域事業でございますが、30万7,000円の減額をお願いするものでございます。これも、交付決定見込みによるものでございます。要因といたしましては、国庫支出金と同じく総合事業に係るケアプランの作成委託の減が見込まれるというものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金でございます。703万4,000円を減額するものでございます。これにつきましては、主な要因といたしましては、給付等の減が見込まれるということによる要因でございます。

続きまして、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）ということになります。20万7,000円の減額をお願いするものでございます。主な要因といたしましては、先ほどちょっとお話しさせていただいたのですが、コミュニティデイホームま利用者の減によりまして、送迎委託料の減が見込まれるというものでございます。

98ページをお開きください。3目でございます。地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）ということでございます。30万6,000円の減額をお願いするものでございます。主な要因といたしましては、総合事業に係るケアプランの作成委託の減が見込まれるというふうな主な要因でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金516万8,000円を追加をお願いするものでございます。これにつきましては、歳入でもお話しさせていただきましたけれども、介護保険料の軽減強化のため、令和元年6月議会におきまして、介護保険条例の一部改正を行ってきました。令和元年10月から第1段から第3段階の方の軽減を強化したと

いうことによる繰入れということでございます。先ほどの段階ごとの人数をお話し申し上げました。合計として971人分ということで一般会計から繰入れをするものでございます。

5目のその他一般会計繰入金でございますが、29万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄でございます。事務費繰入金ということでございますが、これは今回国の補助が交付見込みがございますので、システム改修費からシステム改修に係る国の補正支給を差し引いた額を一般会計の繰入金からの減額をするということでございます。

続きまして、7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金でございます。515万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは、財源調整のための減額ということになります。これによりまして、令和元年末の見込みといたしまして、基金の残高の見込みといたしまして1億5,771万1,041円となる見込みでございます。

99ページを御覧ください。お開きください。8款繰越金、1項1目繰越金でございます。2,733万1,000円の追加をお願いするものでございます。これは、平成30年度の繰越金の余りを全額計上ということでございます。

9款諸収入、3項1目雑入でございます。32万9,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄でありますけれども、コミュニティデイホーム個人実費ということで、32万9,000円の減額をお願いするものでございます。主な要因としては、先ほどもちょっとお話しさせていただいたのですが、ふれあいの家の利用者の減が見込まれるということで減額をお願いするものでございます。

続きまして、100ページを御覧ください。お開きください。ここからは歳出ということで説明をさせていただきます。1款総務費、1項1目一般管理費でございます。35万1,000円を追加するものでございます。説明欄を御覧ください。電算業務委託料ということで、35万1,000円ということで追加をお願いするものでございます。これにつきましては、令和2年6月の特定個人情報データ標準レイアウト改修に伴うシステム改修でございます。これは、全国一律に行うものでございます。改修内容を一部お話しさせていただきますが、令和2年度マイナンバーの情報連携に伴う改修ということで、特定個人情報のデータセット、給付情報、総合事業の情報の自己負担額の証明書、情報の追加などの関係でシステム改修を行うものでございます。

続きまして、2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費でございます。3,357万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。居宅介護サービス給付費ということで、介護サービス給付費でございます。3,357万

7,000円の減額でございます。これは、要介護認定者のデイサービス、ヘルパー、ショートステイなどの給付費でございますけれども、主な要因につきましては、先ほど歳入でもお話しさせていただきました、ショートステイと訪問介護の減が見込まれるというような状況が今見込まれますので、減額をお願いするものでございます。

続きまして、101ページを御覧ください。2目地域密着型介護サービス給付費でございます。536万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。地域密着型介護給付費ということで、536万5,000円の減額でございます。この給付費につきましては、要介護認定者の田上の陽だまりの家、うめこの郷の給付費というものでございます。主な要因といたしましては、小規模多機能居宅介護の利用、いわゆるうめこの郷でございますが、利用が少なくなるという見込みによるもので、減額をお願いするものでございます。

続きまして、一番下でございます。3目施設介護サービス給付費でございますけれども、699万円の減額をお願いするものでございます。説明欄御覧ください。施設介護サービス給付費699万円でございますけれども、102ページを今度開いていただけますでしょうか。介護サービス給付費でございます。699万円の減でございますが、これにつきましては、要介護認定者のあじさいの里であったり、晴和会田上園など施設入所に係る給付費でございます。主なこの減額の要因といたしましては、老人保健施設の利用が見込みよりも少なくなる見込みであるということで、減額をお願いするものでございます。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費でございます。763万3,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧をください。介護予防サービス給付費ということで763万3,000円の減でございます。これにつきましては、要支援認定者のショートステイ通所リハビリ、訪問看護などの給付費でございます。この主な要因といたしましては、通所リハビリということで、その利用が少なくなる見込みであるということで減額をお願いをするものでございます。

続きまして、103ページを御覧ください。4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費でございます。これは、100万円の増額をお願いをするものでございます。説明欄御覧ください。高額介護サービス給付費ということで、100万円増額をお願いするものでございますが、要介護認定者が介護保険を利用して支払った自己負担額の合計が、一定金額を超えたときにその額を支払うものでございます。要因といたしましては、1件当たりの単価が当初見込みよりも高くなっているということ

が主な要因でございますので、100万円増額をお願いするものでございます。

続きまして、104ページをお開きください。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費でございます。307万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。特定入所者介護サービス費ということで307万5,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、要介護認定者が介護施設に入所していて所得が少ない方につきましては、介護費用を軽減をするというものでございます。その介護費用というのが食費、居住費について実際に係った負担額と自己負担の差額を施設に支払うという内容でございます。この減額となる要因といたしましては、食費につきましては老人保健施設とショートステイがこれよりも少なくなるというふうに思っておりますし、居住費につきましては、特別養護老人ホームとショートステイが見込みよりも少なくなるという見込みであるということで、減額をお願いをするものでございます。

続きまして、105ページを御覧ください。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費でございます。103万円を増額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。訪問型サービス事業費で30万円の増額でございます。この訪問型サービスというのが総合事業による要支援の1、2、またチェックリストの該当者に係る訪問介護の経費でございます。要因といたしましては、当初見込みよりも件数が増えるという見込みでありますので、増額をお願いするものでございます。その下の通所型サービス事業費73万円の増をお願いするものでございます。この通所型サービス事業費というのが総合事業によります要支援1、2、チェックリスト該当者に係る通所介護の経費でございます。要因といたしましては、当初見込みよりも通所介護の件数が増えるという見込みによるもので、増額をお願いするものでございます。

続きまして、6款諸支出金、1項2目償還金でございます。1,118万4,000円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、説明欄を御覧ください。償還金ということで、国償還金が647万円、県償還金が471万4,000円でございます。平成30年度の実績に基づきまして返還をするものでございますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、106ページでございます。2項繰出金、1目一般会計繰出金でございます。724万円を追加をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。一般会計の繰出金ということで、平成30年度の精算によりまして一般会計へ繰り出すというものでございますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

説明が終わりました。ただいま説明がありました議案第19号に対する質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 今の説明の中で、ちょっと私あれと思って、私の聞き間違いなのかどうかというのと、あと質問を幾つかお願いします。

まず、ちょっと聞き間違いかなと思ったのが95ページの保険料のところ、3番目のところの滞納繰越金が10%と思っていたのが34.85%と聞こえたのですけれども、それちょっと14.85%の間違いではないのかなとちょっと、聞き間違いなら教えてください。

あと、ケアプラン作成の委託の減というのが出てきたのですが、年間どのくらいケアプラン等を作成しているものなのか、数が分かるようでしたら教えてください。

以上、2点です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 歳入の95ページですね。滞納繰越し分の方でございますが、34.85%でございます。

ケアプランにつきましてのご質問ということでございますが、係長から答弁いたしますので、よろしくをお願いします。

保健福祉課福祉係長（泉田健一君） ケアプランの件数についてご説明します。

今回ケアプランなのですけれども、介護予防ケアマネジメント、総合事業の方のケアプランの件数の減ということなのですが、件数ご説明します。平成30年度においては、年間で253件ございました。現在1月末現在ですと233件ということで、平均にしますと23件ほどになっております。

以上です。

2番（品田政敏君） 一般的なことをお聞きしたいと思うのです。減額、減額ということで、今回は私も介護保険というのは、歳入のほうで考えれば私なんかも源泉徴収されていますので、そっちのほうは大丈夫なのだろうけれども、実際的にこの数字を見て担当局としてはどうなのですか。サービス低下にはなっているというような判断は、私どうもサービス低下があっというふうな減額になっているのではないかというふうな気もしないでもないのです。そのような、課長あたりでも考えている状況というものはどういう感じなのでしょう。そういうふうなことをお願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 減額ということで今回上げさせていただいてる部分もご

ざいますが、決してサービス低下になっているということではございません。そのサービスを利用する方、高齢者の方ですので、当然お亡くなりになる方もいらっしゃいます。高齢者の人口も増えていますので、やっぱり増える分もあれば、お亡くなりになる方もいらっしゃいますので、決してサービス低下ではなくて、利用者の状況によってその年で変わってくるということで認識しておりますので、よろしくをお願いします。

2番（品田政敏君） そのこの辺は、利用者が減っていくのか、使えなくなってきたのかという、その辺の疑問が私あるのだと思うのです。デイサービスとか何かは、確実に少子高齢化というふうが高齢化が進んでる中で、またその分減ってきているという、絶対数が。老人数が増えているという世の中なのに、死んでいくのだから減っていくのがあるのだという話では、私ちょっとないのだろうと思うのですけれども。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 高齢者が減っていくということではなくて、この補正につきましては、あくまでも当初見込みがあるわけです。これぐらい利用するだろうという当初見込みの件数があって、ずっと推移した中で実績見込みが大体出るわけです。その差引が出てくるわけで、それに伴って歳出では減額をしますし、歳入につきましては、それに伴ってみんな負担率が決まっているわけです。それで減額になってくるということで、高齢者がもう使えないとか、そういうことでは全くありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかに。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、それでは議案第16号に対する質疑を終了したいというふうに思います。

では、これより討論及び採決を行います。

議案第4号についての討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） しばらくにしてご意見がありませんので、討論終了いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定をいたしました。



続いて、議案第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。  
社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私は、この放課後児童館、児童健全育成事業についてであります。今回法律が改定されたことによって、その支援員の基準が下げられたというふうに思わざるを得ないのであります。町も出来るだけ免許を持っている人たちを採用する。それにふさわしい手当も出すということで、子どもたちが健やかに育つ、そういう環境づくりの重要な一つだと考えますので、ぜひこのところを改善していくことを求めまして賛同したいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） しばらくにしてご意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） しばらくにしてご意見はありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。議案第6号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） しばらくにしてご意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なし認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） しばらくにしてご意見がありませんので、討論終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり決定をいたしました。

それでは、最後に議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） しばらくにしてご意見がありませんので、討論終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決定をいたしました。

これをもちまして本委員会に付託をされました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで一旦休憩を取らせていただきまして、後執行部のほうからコロナ対策、新型コロナウイルスに対する報告をさせていただきたいというふうな申出がありますので、その報告を受けたいというふうに思っています。報告ではありますが、非常に重要な案件であるというふうに思っておりますので、質疑等も受け付けていきたいというふうに思っております。

それでは、再開を12時10分再開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午前 11時57分 休 憩

---

午後 零時10分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） 時間が早いですが、皆さんおそろいですので、再開したいと思います。

それでは、まず川船河工業団地内の希塩酸の現状についてお願いしたいというふうに思います。

副町長（吉澤深雪君） 今ほどは付託案件全て可決いただきまして、ありがとうございました。貴重なお時間を頂きまして、町から報告事項2件ということで、今委員長が言いましたが、まず最初は事業所の関係からの希塩酸の漏えいについてということで、先週2月27日の全員協議会で報告させていただきました。その中で、いろいろ議員の皆様からご指摘あるいはご助言頂きまして、大変ありがとうございました。それを受けまして、それからの対応等を改めて対応してきました。その関係のその後からの計画ということで、今日報告させていただきます。

町民課長（田中國明君） 貴重な時間をお借りしまして、2月27日以降の状況について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料は、右上に令和2年3月3日、4日、総務産経、社会文教常任委員会町民課資料というほうが表面になりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。それで、最初にまず一部訂正をお願いしたいのですが、向かって一番右側に縦でここまで2月28日全員協議会で説明済みという部分が、これ日付、1日間違っておまして、2月27日でありますので、おわびいたしますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうをさせていただきます。まず、真ん中、中ほどの横線が入っていますけれども、そこまでは全協で説明させていただいた内容でありまして、2月28日から下の部分について説明をさせていただきます。まず、2月28日の金曜日になりますけれども、住民向けのチラシを区長配布、それからホームページ、そ

それから3月1日には情報メールでそれぞれ今回の漏えいした件について周知をさせていただいたということであります。それから、2月28日のAM9時半頃でありましたけれども、一部農業用の井戸として使っておられる川船河地区の方から、ちょっと心配なので調査していただけないかというような話が産業振興課のほうにあったということで、町民課のほうも協議等をしまして、新潟クオリティサプライ株式会社の社長に役場のほうに来ていただきまして、9時半頃、3者で水質検査を実施していただくよう要請をして、実施していただけるというようなことになりました。それで、午前中にそういうふうな合意をさせていただきまして、午後からは町民課、産業振興課、それから原因者である新潟クオリティサプライ株式会社の3者で飲料水として使っておられる方が2世帯、それから農業用の用途で使っておられる方が4世帯ということで、合わせてあの近辺6軒、井戸を使っている方がいらっしゃったのですが、3者で6件のお宅のほうへ訪問をし、今回のおわびと水質検査の実施について説明をさせていただいてまいりました。

そうしておりましたら、その日の14時5分、三条の環境センターより原ヶ崎樋門の水質検査結果がpH6.5で環境基準値に収まったということの報告を受けたところでありまして、それをもちまして町民課、産業振興課、あとは原ヶ崎樋門を管理しております土地改良区と協議いたしまして、15時に原ヶ崎樋門を開放することを決定をさせていただいたとともに、信濃川河川事務所あるいは新潟市水道局、それから地先であります後藤、曾根の区長へそれぞれ開放を連絡しまして、午後3時から開放のための樋門調査を開始をさせていただいたという状況であります。

それで、2月29日、これ土曜日になりますけれども、ホームページあるいは情報メールで周知、原ヶ崎樋門を開放しているということを周知させていただくとともに、後藤、曾根地区へは裏面の原ヶ崎樋門の開放についてというチラシを配布をさせていただいたというところであります。それで、3月2日、おととい、新潟クオリティサプライ株式会社のほうで現地の水質検査を開始しておりまして、6軒のうち2軒ちょっと不在で会えないというような状況もあるのですが、6軒のうち4軒を調査いたしまして、これいずれも農業用の井戸の関係になりますけれども、実施いたしまして、希塩酸が流出したわけですから、酸の調査をしましたがけれども、pH値が7.1から7.4というような数値を示しているということで、異常はその4軒についてはなかったというような状況であります。なお、残りの2軒についても引き続き水質検査をしていただくように新潟クオリティサプライ株式会社が対応していただけるということになっておりますので、当面27日以降の状況について簡単では

ありますが、説明をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 報告が終わりました。

この件に関しましてご質疑のある方。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 住民向けチラシを区長配布等、28日、それから田上町の町民課と産業振興課と会社の3者で家庭を訪問したということについて、早速私のところに情報が入ってきまして、町と会社から丁寧なおわびと水質調査をするという話を聞きましたということで、その対応について率直に言うと極めて遅過ぎるけれども、そういういい対応をしてくれたという感想が寄せられておりますので、お知らせしたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかによろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、この件に関しての質疑は閉じたいというふうに思います。

それでは、続いて保健福祉課。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、私からは新型コロナウイルスの感染症に対する町の対応ということで報告をさせていただきます。

今現在、県内で新型コロナウイルスに感染されている方は5名ということで出ておりますけれども、本日は町の今までの経過ということで説明をさせていただきます。

まず、1枚目のA3の横の紙がございます。これ左が期日、県の対応があって右側が町の対応ということで時系列にまとめさせていただいてございますので、よろしくお願いいたします。まず、1月30日16時、県の対応でございますが、新型コロナウイルスによる肺炎に関する警戒本部会議を設置をしたということで、第1回の会議が開催されております。

2月3日16時に、第2回目の県の警戒本部会議が開催されたというところでございます。

2月7日になりまして、町の対応でございますが、午前9時に国内発生が出てきているということで、新型コロナウイルス対策の連絡調整会議を設置させていただきました。会議を開催をさせていただきました。

2月13日、町の対応でございますが、社会文教常任委員会に新型コロナウイルス感染症に関する情報提供のチラシを全戸配布するというので、私からご報告させ

ていただいたところでございます。

2月14日、県の対応いたしましては、15時半に新型コロナウイルス感染症に関する警戒本部に改称したということでございます。第3回の会合を開きました。同日の町の対応でございますが、総務産経常任委員会で新型コロナウイルスのチラシを全戸配布するということで私のほうで報告をさせていただきました。さらに、全戸配布ということで、チラシを2月14日に区長配布したところでございます。

2月の26日、県は13時半に第4回の警戒本部開催をされました。同日に内閣総理大臣が全国的なイベント等に対し、中止、延期要望の要請をしたということがございます。

翌27日には、内閣総理大臣が全国の小中高校等に対しまして、臨時休業を要請したということでございます。これに伴いまして、2月28日、県は第5回の警戒本部会議を開催をしたというところで、町といたしましては同日28日ですが、8時35分に新型コロナウイルス感染症警戒本部に移行いたしました。1回目の本部会議を開催いたしまして、9時に小・中学校長が集まりまして、臨時休業等について協議を行っております。13時10分と17時10分に第2回、第3回ということで町では警戒本部を開催をいたしました。

2月29日10時33分、先週の土曜日になりますが、新潟市で県内初の新型コロナウイルスの感染者確認のニュースの速報が流れました。その後、新潟市が会見を行ってございます。新潟市の方は60代の男性、東京都在住で秋葉区に帰省をされていた方ということでございます。

2月29日12時に、県といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議に改称したと。第1回の本部会議が開催されています。

2月29日土曜日なのですが、町といたしましては全戸に新型コロナウイルス感染症の対応ということで、延期、中止する町のイベント、また臨時休業への対応、幼稚園の登園自粛などのチラシを臨時的区長配布として行いました。

3月2日、今週月曜日なのですが、町といたしましては8時35分に第4回の警戒本部会議を開催をしまして、新型コロナウイルス感染症対策本部に移行いたしました。第1回目の対策本部を開催いたしまして、13時15分、第2回の対策本部会議を開催したところでございます。

右側に移ります。3月2日月曜日ですけれども、15時50分に県といたしましては、2人目の新型コロナウイルスの感染者の発表を行いました。これは加茂市の40代の男性の方、三条郵便局にお勤めの方だということであります。県は16時半に第2回

の新型コロナウイルスの対策本部会議を開催、19時に新潟市が会見を行っております。濃厚接触者3名の感染を公表したということでございます。東区の50代の女性、中央区の最初50代というふうに発表されておりましたが、40代に訂正されておりますが、40代の男性ということでございます。2人目の感染者が出たということ、こちらは加茂市ということでございますので、3月2日月曜日の17時に、田上町といたしましては、第3回の対策本部会議を開催をしたところでございます。この表にはございませんが、昨日でございます。8時35分に第4回の町の対策本部会議を開催しております。

次に、町が実施するイベント、体育等の実施基準の決定ということで、2月28日の第2回の町の新型コロナウイルス感染症警戒本部で内容を決定させていただきました。まず、屋内のイベントは原則延期、または中止とすると。屋外のイベントは、下記の場合、原則延期または中止とする。1番目として、重症化しやすい高齢者が集まるもの、2番目として不特定多数の人が集まるものということで決定をいたしました。3つ目といたしまして、会議につきましては、下記の場合、原則延期または中止とする。1番目として、県外から講師が来るもの、2番目として20人以上が集まるもの、3番目といたしまして重症化しやすい高齢者が主たる参加者となるものということで決定をしました。

続きまして、イベント、会議の内容によりまして、延期または中止ができないものにつきましては、規模を縮小する、時間を短縮する、感染症対策をしっかりと行うといった対策を実施した上で、開催をするということで決定をいたしましたところでございます。

なお、この基準の決定の内容につきましては、総理が言う2週間という期限ということで、3月15日まで適用するということにいたしました。3月16日以降につきましては、国内、県内の発生状況を踏まえて、本部会議の中で決定をしていきたいと思っております。

町が実施するイベント、会議等の中止、延期が決定しているものということで、ここに出ております15日に開催する予定でございました東京藝術大学とのふれあい音楽交流会、これは中止と。3月20日の成人式でございますが、これは延期ということで、今6月7日を予定しているということでございます。

続いて、小・中学校の臨時休業ということでございます。3月3日、昨日からでございますが、3月25日までということで臨時休業をしていくと。この臨時休業期間中は、両小学校の児童クラブを開設するというところでございます。今も開設して

いるというところでございます。

竹の友幼稚園の登園自粛ということで、3月2日の月曜日から3月27日の金曜日までということで園児の健康、安全第一を考えまして、できるだけ登園を控えていただくということをお願いしてきたというところでございます。

あと町内施設の臨時休館ということで、これにつきましては3月2日、町の第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定をしたというところでございます。まずは、老人福祉センターと、あと心起園でございます。これは3月3日、昨日から3月16日まで臨時休館をさせていただいたところでございます。これは高齢者が感染するリスク、また高齢者は重症化しやすいということを考えまして、高齢者の健康第一、また感染が広がったりするというのは非常に問題があるということで苦渋の決断でございました。高齢者が集まるという施設なので、非常に楽しみにしている方も多くいらっしゃいますが、そういうような判断をさせていただきまして、16日まで臨時閉館ということでさせていただきました。17日以降につきましては、これも同じなのですけれども、国内、県内の発生状況を踏まえて、また本部会議の中で決定していきたいというところでございます。

この資料の中にはございませんが、教育委員会で所管いたします田上町交流会館、あとコミュニティセンター、学校等も含みます、町民体育館も含みますが体育館、これも3月15日まで閉館とするということで、このことにつきましては3月3日、昨日の8時35分から開かれました第4回の本部会議で決定をしたところでございます。

なお、中学校の卒業式、これも3月9日に予定をしておりましたけれども、3月24日に延期ということになっておりますので、報告をさせていただきます。

続きまして、2枚目からは報道資料等でございます。まず、別紙1ということで、新潟市の報道資料ということで、これは市内1例目、県内1例目ということで、新潟市が報道発表した資料をつけさせていただいてございますので、当然皆さんもご存じだと思いますが、つけさせていただいてございます。

別紙2ということで、これは新潟県の報道発表資料ということで、これは加茂市の方が県内で2例目の感染ということで、県が報道発表したということで、これも別紙2ということでつけさせていただいてございます。

続きまして、別紙3、これが先ほど私お話をいたしました、2月29日の先週の土曜日、緊急にですが、町から町民の皆さん全戸配布した内容でございますので、皆様も御覧をいただいているかと思えます。内容につきましては、先ほど私がお説



明した内容でございますイベント等の措置基準ということで、このような形で町の実施するものとしては決定をいたしました。あとイベント等の中止、小・中学校の臨時休業の対応、竹の友幼稚園の登園自粛ということで決めさせております。

あと裏を見ていただきますと、これは毎回なのですが、感染症予防、これが一番大切だということで、町民の皆様にはやっぱり手洗いが本当に大事だということをおっしゃっていただいておりますので、感染症対策ということで載せさせております。あと相談の目安、相談窓口ということで、これは毎回載せさせていただいておりますが、これも再度周知をさせていただいたところでございます。

それから、資料にはございません。実は、晴和会田上園のホームページ上におきまして、2月28日更新というふうにあったのですが、新型コロナウイルスに類似した症状の職員が発生しましたということで、3月2日まで面会禁止ということでホームページに出たのです。そういうことに出たのですが、昨日ではなくて3月2日月曜日の夜7時ちょっと前に晴和会田上園から連絡がございまして、その職員の方は診察を行った結果、主治医からせきぜんそくということで診断されたと、症状は回復傾向にあるということで連絡を頂きました。ちょっとそういうホームページが出たものから、一部の方が見ていて、どうなのだろうというようなこともあったようなのですが、そういうことで、せきぜんそくと診断されたと、今は回復傾向にあるということで晴和会田上園から連絡を頂いておりますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 報告、ほかよろしいですか。教育委員会のほうとかいいですか。

では……

（質問で……の声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、ご質疑ある方。

1 番（小野澤健一君） 今の晴和会田上園の件なのですが、それというのは28日にホームページに出した段階で町には連絡は来ているのですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 町には連絡は来ました。

1 番（小野澤健一君） 話全然変わるのですが、竹の友幼稚園、これ登園自粛ということで、判断的には私非常にいいなと思っているのですが、実際どのぐらい今自粛されている方がいらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今の登園自粛の関係ですけれども、3月2日時点

で56名の方が登園を自粛しております。3月3日で83名、本日は91名ということで数字のほうが出ております。

1番（小野澤健一君） そうすると、自粛ということで皆さん、父兄の方がご協力頂いている、こういうことですよ、増えているということ。分かりました。

あと町の対応で、2月28日に決まった内容がありますけれども、3月15日までは、あまり日もないのでしょうけれども、状況的には大分悪化してきていますよね、加茂市で発生したとか28日以降。したがって、この内容を変える予定があるのかないのかが1つ。

それから、昨日ですか、テレビでちょっとありましたけれども、学校が休みになると、東京のほうでしたか、原宿か何か若者が集まって、カラオケやったり、いや何か買物したりとかと、こういう状況がありますけれども、田上町において高校は別にして、小学校、中学校でそういう事象というのはないのかあるのか、把握しているのか、していないのか、これを含めてお聞かせいただきたいと思います。

副町長（吉澤深雪君） 1点目は私のほうからお答えします。

会議、イベント等の実施基準の決定については、これはこのとおり今のところは変える予定はありません。ただ、各それ以外の施設の関係等は刻々と変わっている状況を踏まえて、対策本部会議を開催する中で、休館等の施設の追加なりいろいろ決定しているというふうなことであります。取りあえず今の状態はそうでありますので、また、状況が変われば、対策本部会議を開催して対応を協議していきます。

教育長（安中長市君） 小学校と中学校の児童生徒に対する指導は、インフルエンザと同じだということです。今までもインフルエンザで学級や学年や学校が休んだ場合は、児童生徒は家にいることが原則です。ということで、今はそういう指導で子どもたちに言っています。昨日から休みなのですけれども、昨日子どもたちがどこかにいっぱい集まっていたという話は今のところは聞いておりません。

ただ、私が心配しているのは、これが3週間、4週間続いていきますと、子どももとても無理だなという気持ちはあります。では、どうやっていくかということに関しては、また1週間に1回ぐらい校長先生を集めて相談していきたいというふうに思っています。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） まず、先ほどの幼稚園の登校自粛の呼びかけで3月2日に56名が、3日には83名、4日には91名という報告があったのですけれども、私が気になっていたのは、今でも定員が200名近いので、実際160名から170名ぐらいの人が園児になっているので、100名前後の人がこれまでどおり登校という表現

が正しいかどうか、幼稚園に行っているという認識でよろしいですね。分かりました。

ちょっと気になったのが、登校自粛と言われたときに、受け止める親御さんが自粛というのに行けないのではないかというふうに受け止めがちで、そのところはうまくいっているのかなという不安があったのですよね。でも、今の説明では100名前後の人が引き続き登園されているという状況があるので、ちょっと安堵したのですが、私はこういうときには保育に欠けるお子さんは、ちゃんと園として預かりますのでというような意向は入れるべきではないかという。もうみんなヒステリックになっているものですから、冷静に対応する町の姿を示す必要があるのではないかということで、もう既に私が考えたときには各家庭に配られたものですから、そういう冷静な、保育に欠けるところはしっかりと町として、行政として預かるという姿勢を示す必要があるのではないかと感じていましたので、指摘しておきたいと思います。

もう一つは、教育委員会に絡むことで、教育長と若干話をさせてもらったのですが、教育委員会の位置づけと教育長の役割ということで、私は教育委員会に事前に教育委員会を開催しなくても教育長が設けるような法的根拠を見てくれと言ったのですけれども、なかなか今日までは届いていなかったもので、私が調べたのは実は平成30年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で第25条は、教育委員会は教育長に一部または全部の事務を委任することができるよという項目があったのです。そうすると、教育委員会を開いていないとだめではないかというふうに思ったわけです。あくまでも一部または全部の委任ということは、教育委員会を開いた上で、この件について全て教育長に委任するということに基づいて動くということになりますから。ところが、今日頂いたのは、田上町教育委員会教育長に対する事務委任規則ということで、第1条に「田上町教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき」とあります。つまり、ここは昭和なのだが、私が見ているところとここの法律が違うのかなというふうに思っているのですが、ここでは「次に掲げる事項を除きその権限に属する教育事務を教育長に委任する」と書いてあるのです。つまり今回のようなウイルス関係は、教育委員会が特に何も言わなくても教育長が勝手に動けるようということの意味しているのかなというふうに受け取ったのですが、この点での法解釈をどう見るべきかという点で。なぜこれを聞くかという点で、教育委員会は教育行政の中心であるわけ、軸であるわけですから、やっぱり教育委員会のスタ

ンスに基づいて教育長が動くということが行政として必要ではないかという考えがあるからこれを聞いているのです。よろしくお願いします。

教育長（安中長市君） 法解釈がなかなか難しいところなのですが、私なりにご説明をさせていただきます。

まず、ここにはちょっと文章としては通らないのですけれども、学校を臨時休業する場合どういうのがあるかという、大きく2つあります。1つは、災害が起きたり非常的なことが起きて、生徒児童の安全が確保できないという場合です。その場合は、学校教育法施行規則の第63条で「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校については、この旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない」、つまり現場で何か起きたときに私ども、つまり田上町は2つ、3つなのですけれども、何十もある市町村があるわけです。それを一つ一つの学校が何か起きたときに、いやいや教育委員会の許可を求めて休業かなんてやっておられないので、それは学校の校長にお任せしますよという考え方なのです。

（ちょっと法律を言ってくれませんか、もう一回。学校、法律名の声あり）

教育長（安中長市君） 学校教育法施行規則第63条です。

（施行規則の63条ですぬの声あり）

教育長（安中長市君） はい。

それから、もう一つ、臨時休業があります。それは、学校保健安全法第20条、感染症の予防に対する臨時休業というのがあります。「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる」、こういうふうに書いてあります。今回のことが一応感染症と認められておりますので、感染症になります。そうすると、感染症が起きたわけですから、設置者が休業を行うことができると、こうなります。この設置者というのは大変難しく、場合によっては建てた、つまり市町村そのものを指す場合もあるし、いや、でも現実的には教育委員会は町でしたら町村部局から一応独立をしている形で、教育委員会はそのことに関して管理、それから事務的なことをやっているというふうになります。このところが大変難しいのですけれども、私はこの設置者は一応教育委員会であろうと、この場合は思っております。

それから、ただ今回の場合は本当に特別なのですけれども、インフルエンザ関係を見ますと、インフルエンザで学校を休むときを見ますと、教育委員会としても各

学校に委任しているというふうを受け止めております。なぜかという、例えば何年何組で学級閉鎖が起きました、それもこれと同じ分野なのですね、一部ですから。そのたびに教育委員会にその許可を求め、我々が教育委員の皆さんを5人集めるといのは大変難しいことだということで、一応県のほうにも確認したのですけれども、今回の場合はこれに当たるというふうに思っております。

ただ、もう一つ、先ほど高橋委員がお話したように、さっき言いました教育長に対する事務委任規則というのがあって、田上町の。その中の(1)から(12)に属さないのではないかと、一つ解釈として、(12)番にある「前各号に類する重要事項に関する事」ということで、これに当てはまるという考え方もできます。そうすると、教育委員会の教育委員の皆さんに集まってもらってということも考えられるのですが、実は首相が発表した前の日に定例教育委員会がありまして、その中で成人式、どうするかという話を大分議論しました。委員の中にも、いや、もう少し様子を見ようという方と、いや、もう延期を決めたほうがいいという方がおりました。この成人式に関する事だけでなく、例えば県の中に感染者が出たり、町の中に感染者が出た場合は、もう本当に変えていかなければいけないねということで、その場で教育委員の皆さんは、ではこのことに関しては教育長に一任しますと言ってくださっていますので、それでご理解頂きたいと思っています。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今の教育長が言ったところで訂正する必要があると思うのは、田上町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、(12)は、(1)から(12)を除くものが教育長の委任事項なのです。だから、(12)番は該当しないということで分かりました。

なぜこんなことを聞くかという、やっぱり組織ですから、しかも教育委員会は本来は行政、政治と独立した部署なので、ここ大事にする必要があるのではないかとということからいろいろ調べただけけれども、なかなか法律を見つけることができなかったということがあって、改めて伺ったのです。そこで私が発展したものは、学校保健安全法施行規則第18条と第19条でした。ここでは第1種感染症はエボラ出血熱などなど入っています。第2種感染症は、インフルエンザ等が入っています。それから、第3種はコレラとか腸チフスなどが入っているのですが、国が指定した今回の新型コロナウイルスの症例といいますか、感染症は、どうも第1種らしいのです。つまりエボラ出血熱と同等の対応だということになります。そうすると、出席停止の期間、第19条は、完全に治癒するまでという規定があるのです。ですから、一旦は2週間を取ったけれども、やっぱりそのところは上位機関とも協議をした

上でやっていくということが必要だと思うのですが、問題は帰ってきた子どもたちをフォローするという、この部分を町の責任でどうするかということが問われるのではないかとということで、ぜひその点ではしっかりした対応を要請したい。

そこで、先ほどの付託案件の中で出てきた子どもたちを預かるといって学童保育になるわけですが、そのこのところを充実させる必要があるのではないかとというふうに思っているのですが、これが長期に延びた場合、今識者の話だと、2週間でなんか収まらないだろうというのは、マスコミではそういうふうに言われています。私はプロではないので分からないのですけれども、そういった点での町の対応が本部会議を開いているそうですので、今そこら辺までの検討に入っているのかどうかも含めて説明をお願いしたいと思います。

副町長（吉澤深雪君） 3月15日までということで取りあえず言っておきまして、15日以降については、まだ決めてはおりません。それは、また今後の状況を見ながら判断していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

教育長（安中長市君） 今の質問に関して、学校のほうは一応3月の25日まで休業です。3月25日までは児童クラブは今と同じように平日、それから土曜日は7時半から6時半まで対応しております。今度そこからは夏季休暇……

（春の声あり）

教育長（安中長市君） 春のお休みになるので、今度それは今までどおり4月の何日かの始業式までは同じ対応で、毎日児童クラブをやっていきます。ちょっとその後は決まっております。

2番（品田政敏君） 関連して、ルーテルの関係は何か報告が来ていますか、それとも指示がありましたか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） ルーテル幼稚園に関しましては、町のほうの対策本部で出しました情報をそのまま提供しておりますので、ルーテル幼稚園のほうで判断をされているということで聞いております。

2番（品田政敏君） もう一点、ここにも前の希塩酸が漏れた件を含みます。ホームページというふうにあるのですが、ホームページ、私も今現在も確認したのですけれども、ちょっと見えません。ホームページ上で、私はどちらかというと、今回ののは、かえって加茂市のホームページなり、加茂市の市長のSNSのほうが頻繁になっているのですが、その辺はそういうSNSを使った報告とかということで、佐野町長はあなた、あまり興味がないのか、そんな重きを置いていないのか、好きでな

いのかあれなのですからけれども、もうちょっと本当にホームページがどういうふうになくなっているのかというのも今見えないのですけれども、どこがホームページみたいなのは管理しているのですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） ホームページに掲載はしております。どこに出ているかというと、注目情報ということで、トップページのところに出てくるのですね、何月何日と一番最初のところに出てくるのです。そこに新型コロナウイルス関係の情報ということで出てきておりますので、それがありません。見やすく改善するような方法もあるかもしれませんが、その辺はちょっと考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） すみません、終わりますと言ったのですが、大事なことを1つ落としたのですみません。

今、町民に配った新型コロナウイルスの関係の裏側です。相談する場所が田上町役場保健福祉課保健係となっておりますが、現時点で相談の電話がありましたかどうか、まず伺っておきたいと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 泉田係長から報告させます。

保健福祉課福祉係長（泉田健一君） 今日は長時間お疲れさまです。

今のところ2月29日に広報のチラシをまきましてから、町民の方から来た問合せが3件です。うち2件は行政区の役員の方からいらっしゃいまして、町の基準がこういうことなのだが、地区としてどうしたらいいだろうかという問合せでしたので、それにつきましては参考にしていただいて、地区のほうで判断していただきたいということ。開催するのであれば感染症対策をしっかりとっていただいた上で行ってくださいという回答をさせていただきました。

もう一件につきましては、お名前が分からないのですけれども、東京から来られた方が何時の新幹線に乗ったのだというような問合せがありまして、こちらも新聞報道しか存じ上げていないということをお答えさせていただいた次第であります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そこで、私がちょっと気になっているのは、保健福祉課に問合せをした。だけれども、明快な答えがないときに対する住民の反応です。結局役場はこんなこと書いたって何も役に立たないではないかという、こういう不信を呼び起こさない方法はないかと思ったのです。今、国会などを聞いていると、皆さん、熱が出たりなんかしたら保健所にとというのがありましたね。ところが、現実には保健所に問い合わせても受け付けないという事例がいっぱいあると。なぜなら、今の規定はちょっと変わったかもしれないけれども、中国からの帰国者と

37.5度以上の高熱が4日以上続く人という規定があるらしいのです。そうすると、保健係は、いや、そういうのだったら三条の保健所に連絡したほうがいいですよと言って、それが三条の保健所に伝わって保健所が対応してくれればいいのだけれども、そうでないケースもあるのではないか。これはそういうふうに行ったとしても、結局役場の情報は役立たないというようなことになりかねないと、それが住民の不信感を生みかねないということで、私が今提案したいのは、毎日のように県に情報を出してくれということをやっぴり要求する必要があると思うのです。

これは、今日のある新聞社ですが、1日110件の検査能力と書いてあるのです。でも、110件でしかないですね、新潟県で。あんな北から南まで広いのに、全国ではものすごく少ないのではないかと思うのですが、こういう中で実際に対応できるかという点では、私は新聞で知ったのです。でも、やっぱり行政は毎日のように県に問合せをして県と情報を共有し、町民に知ってもらうことが提供できるということ、まさに役場の保健福祉課を中心にしてやっていく体制を整える必要があるのではないかと思うのです。この点でぜひ改善をすることを求めたいのですが、いかがでしょうか。

町長（佐野恒雄君） 今、高橋委員のおっしゃられる話は当然だと思います。やはりそうした情報がないということは、いわゆる住民の方々の不安を招くだけですので、当然県ともしっかりとそういう情報の共有といいますか、収集は図っていかなくてはならない、そう思っております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 打ち込みのデータ等、毎週毎週ピラで区長に届けるという手法もありますけれども、インターネットで逐一出していくことが非常に大事だと。もちろんお年寄りの世帯はそれを持っていませんので、何らかの形で区長からお力添えを頂いて、その情報を届けるということもやって、住民の皆さんが町の状況が分かるということ、常にやっていく努力をしてもらいたいということと終わります。

2番（品田政敏君） 高橋委員のほうからの話で、教育長の関係なのですが、教育委員会、現場の学校長が言っても、やっぱり学校長が決めるという話の中に、必ず教育委員会にも当然来るわけですね。そのときに私も教育委員長というポストがなくなっただけから疑義を持っていたのですけれども、今みたいなというのは田上の場合、考えてみれば教育委員会なんか少ないですよ。であれば、持ち回り理事ではないのですけれども、そういうふうな格好でいわゆる教育委員会を開くそれなりの方向というものを条例の中に入るかどうか分からないのですが、そういうのはやっぱり検



討してもらいたいなと思います、こういう時代ですので。

教育長（安中長市君） 今回の学校を休業するに当たっても、会議を開ければよかったなと思っているのですが、前の日27日の夜、その情報を得て、28日の午前中には決めないといけないということで、今回は集まることはできませんでした。先ほど言った田上町教育委員会教育長に対する事務委任規則の中に、「急を要し教育委員会の議を経る暇のないときは、教育長は専決で処理することができる」とあります。だからこうしたというわけではないのですけれども、今回はいたし方がなかったかなというふうに思っています。

どうしても、例えば隣の加茂市に出ましたと言って、では夜これから8時、教育委員の皆さん集まってというのは難しいので、いろんなことが起きるたびに私のほうで電話なり、メールなりでこういうふうにしたいと思います、よろしいでしょうか、こういうふうになりましたということ連絡させていただいています。次の定例教育委員会では、丁寧に説明をしたいと考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） よろしいですか。

2番（品田政敏君） ぜひそうしてください。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 私からちょっと何点か質疑と意見をさせていただきたいと思うのですけれども、刻々と変わる状況の中、執行部の皆さんから一生懸命対応していただいております。今いろいろ心配されるのが、医療物資の枯渇というところで、町内の医療機関、観光施設等も消毒用のアルコール、そういったマスク等も含めて非常に供給が懸念されるケースも出てきております。担当課のほうで、そういった部分も動いているというふうな部分も少しは聞いてはいるのですけれども、その辺り、町として対応している部分があれば説明を頂きたいのと。あとこれから16日までは老人福祉センター、心起園等を閉館をして、田上町交流会館等も一時的な閉館をする、田上町交流会館等の閉館のお知らせ等はまだ告知、メール等とかではされてはいないですね。心起園と老人福祉センターのほうは行政メールの配信を頂いたと思うのですけれども、その辺りの配信をしっかりとさせていただきたいのと、告知をしっかりとさせていただきたいのと。今後少しこの2週間後、落ち着いた先のやっぱり水際対策として、長時間人が滞在する場所、接触する場所が近い場所、感染リスクが高い施設を分類をきちんと分けて可視化していただいて、リスクが高い場所に関しての対策として、幼稚園や小学校のほう感染症対策でこういうことが起きたらこういうふうな消毒してくださいとか、こういうところをきちんと拭きましょうとか、そういったマニュアルが恐らくあるのではない

かなと思うので、そういったマニュアルを準拠するような形で、公共施設の中での感染をできるだけ防ぐようなマニュアルというか、そういった形を少し作っていただいて、管理員の方々ともご協力を頂きながら、そういったでき得る限りの対応をぜひしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

副町長（吉澤深雪君） 助言というか、いろいろありがとうございます。ぜひともいろんなマニュアルの作成等を想定できるものは準備していきたいと思っています。

それから、医療機関あるいは介護施設に対しての医療用品というか、消毒液の関係で担当課の中で今調査等をしておりますので、その点では担当課が報告します。

保健福祉課長（渡邊 賢君） ご提案ありがとうございます。

医療機関と介護施設の関係につきましては、今調査をしている段階でございます。その調査がまとまって、今本当にならないというような状況になった場合、町のマスクはそんな多くございませんので、マスクの提供はちょっと難しいと思いますが、アルコール消毒液については、本当にならないというような状況がもし医療機関、介護現場でいるとなった場合に、その辺を提供できる部分を、そんないっぱいあるわけではないのですけれども、できるかもしれません。そういう意味で、今調査を行っているところでございますので、調査がまとまりましたら、また内部協議をして対応していければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、ありがとうございます。早い判断いただいて、素早い対応をしていただいていることは改めてありがたいと思っております。よろしくをお願いします。

番外ということで、委員外ですけれども、小嶋議員のほうから発言をしたいというふうな形がありますので、許可をしたいと思います。

傍聴人（小嶋謙一君） 私、保健衛生という面で湯っ多里館の扱いなのです。それで、湯っ多里館はたしか一々業者の考え、判断だというわけには、指定管理者ですので、例えばあそこで何か感染とか起きた場合に、町としてもある程度どういうふうな対応を図っていくのかという、何かそういう考えとかその辺確認しておきたいのです。

副町長（吉澤深雪君） 湯っ多里館についてどうするかというところ、本部会議でも対応を検討していたのですが、まず民間に指定管理ということで委託している関係で、まずは指定管理者の判断でいってもらいたいなということで考えております。状況的には、やはり大分今すいています。ただ、そういう混み合っているというような状況ではないものですから、あまり騒がずに、自粛とか閉館ということまではいか

ないのかなというふうには今は考えております。

以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかによろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 非常に短い時間の中で様々な状況を判断しながら対応していただいているのだというふうに思います。こういった本来の新型コロナウイルスの件がある程度落ち着いて振り返りができるような状況になったら、それは委員会としての所管事務調査になるのか、もしくは議会の全協等でされるのか、ちょっとそれはまだ分かりませんが、何らかの形で議会としてきちんとこういった対応の振り返りはやっぱりされるべきだろうというふうに思いますので、そういったところだけ執行部として頭に入れておいていただきたいなと思いますし、所管する委員会としてはそういうふうを考えておりますので、よろしく願います。

では、以上でよろしいでしょうか。長時間にわたりまして、皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。

では、これで閉会させていただきます。

---

午後1時03分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年3月4日

社会文教常任委員長 今井幸代